

平成25年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年9月2日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成25年9月18日 午前10時00分			議 長 太 田 重 喜	
	散会	平成25年9月18日 午後4時27分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	福祉課長	徳永 賢治
	副市長	中島 庸二	健康づくり課長	中野 哲也
	教育長	杉崎 士郎	農林課長	納富 作男
	総務部長	筒井 保	学校教育課長	
	企画部長	小野 彰一	収納課長	堤 一男
	健康福祉部長	杉野 昌生	税務課長	宮崎 康郎
	産業振興部長	一ノ瀬 真	観光商工課長	山口 健一郎
	建設部長	中尾 嘉伸	健康福祉課長	神近 博
	教育部長 教育総務課長兼務	江口 常雄	茶業振興課長	宮崎 繁利
	会計管理者	中島 直宏	建設・新幹線課長	中島 憲郎
	総務課長	池田 英信	環境下水道課長	横田 泰次
	財政課長	井上 嘉徳	水道課長	
	市民課長	井上 親司	農業委員会事務局長	
	企画企業誘致課長	田中 秀則	会計課長	
地域づくり・結婚支援課長	山口 久義			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	永江 邦弘		

平成25年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成25年9月18日（水）

本会議第7日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案質疑
- 議案第92号 平成24年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第93号 平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第94号 平成24年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第95号 平成24年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第96号 平成24年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第97号 平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第98号 平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第99号 平成24年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第100号 平成24年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第2 決算特別委員会の設置及び委員の選任並びに付託

午前10時 開議

○議長（太田重喜君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．決算認定にかかわる議案質疑を行います。

今議会の議案質疑については、通告制として1人60分の質疑となっております。なお、質疑は嬉野市議会会議規則第55条の規定により同一議題について3回を超えることができない旨規定していますので、御注意ください。

質問順番は通告順とし、自席での発言を許可いたします。

初めに、4番山下芳郎議員の発言を許します。

○4番（山下芳郎君）

それじゃ、今、議長からありましたように、今回より決算質疑の質問要領が変わっております。1人60分という時間制限ではありますが、要領を得ない点もあろうかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。その中で、私の質問は大体主に事業単位で質問いたしますことを申し添えておきます。

それでは、質問をいたします。

まず、96ページの社会福祉総務費、こちらの補助金であります。市民生児童委員協議会834万1,165円が決算として上っております。この中で欠員期間が2カ月あったということで説明書に載っておりますけれども、この分の欠員になった理由と、もう1つ、民生児童委員の仕事の内容に比べまして、この報酬と申しましょうか活動費、この単価が1人当たり1年間9万9,206円でありますけれども、この分が今の実情、業務内容と比べまして適正であるかどうかの検証があっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（太田重喜君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

まず、第1点目が欠員期間についてでございますけれども、これは嬉野地区の民生委員さんになりますが、辞職の願いが出ております。内容につきましては――辞職の理由につきましてはプライバシー関係もございますので、その届けによって妥当であるということで判断をいたしましたところでございます。

それと2点目が、民生委員さんの仕事の内容に比べ報酬単価が適正かということでございます。

これにつきましては、もう御承知のとおり、民生委員さんというのは厚生労働大臣直属の委嘱ということになります。いわゆる国が委嘱をされた委員さんということでございますけれども、その中で市といたしましては、社会福祉協議会のほうへ補助金を流しておるところです。補助金交付の算定に当たりまして、民生委員活動費というのをその中に盛り込んでおります。この民生委員活動費というのは、報酬ではなくて活動するための費用、いわゆる旅費とか燃料費、あるいは消耗品、書籍代等になろうかと思っております。そういうことで、議員お尋ねの報酬単価が適正かどうかというのにはちょっと当てはまらないというふうに考えます。あくまでも活動費ですね。

それから、この活動費の金額につきましては、ちょっと二、三年置きに県内の動向を調査いたしますが、今、真ん中ぐらいのランクにあるところですよ。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉野昌生君）

今、課長の説明の中で、補助金の先が社会福祉協議会という発言がありましたが、民生児童委員協議会のほうですので、訂正をさせていただきます。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

それじゃ、1問目の分の欠員があった内容については、その後、確認はしていないと。本人の辞職ということで受けているということでお聞きしました。

実情といたしまして、やっぱり初年度のお願いするにしても非常に厳しいという状況を聞いておりますし、続けられても非常に今は環境が変わっておりますので、そういった点では非常に苦勞をなさっておられるということも聞いておまして、そういったところのフォローなり説明なりがあったのかなと、辞職をなさる前にあったのかなということでの質問でありました。

もう1つ、民生委員の要するに活動費なんでしょうけれども、これにつきまして、特に民生委員さん、もちろん行政嘱託員さんもそうでしょうけれども、非常に今から高齢化と同時に独居老人とか含めて厳しい状況にありまして、民生委員さんの意義というのも非常に大きな役割をお願いせにやいかんこともあろうかと思えます。今もそうでしょうけれども、これからますますそういった状況になろうかということもありまして、よその自治体あたりでも、ここら辺の見直しが入っているところもあるやに聞いておりますので、その点で確認をいたしましたので、再度質問いたします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

まず、1点目の欠員のことでございますけれども、これは民生委員さんのほうから退職願とその理由について届けがっておりますが、その内容につきましては先ほど申しましたとおり、ちょっとプライバシー関係がございますので、その内容は妥当であるというふうに判断をいたしまして、辞職の受け付けをいたしたところです。

それと2点目ですけれども、確かに民生委員さんの活動は大変な業務でございます。そういう中で、いわゆる報酬とか、あるいは報償費ですね、これが出せるかということについても、法律的議論が必要であろうかというふうに考えます。国で委嘱された委員さんに対して

市が独自で報償費等を支払うことができるか。当然、民生委員さんの活動というのは嬉野市のため、地域のため、一生懸命頑張っていておるのは承知でございますが、その辺の兼ね合いを研究する必要があるかと思えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

それでは、次の質問をいたします。

同じく社会福祉総務費の中の市社会福祉協議会の補助金についてであります。2,448万円が計上されております。この分につきまして、職員5名の分の給料と申しましょうか、この分が従前に、公務員に準ずるといふことで聞いております。こちらにつきましても業務内容からいたしまして私なりに思いまして、高いのではないかと感じております。運転手まで含めて489万6,000円ということでありましてけれども、この分について見直しの検討をされる用意があるのかどうか確認します。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

社会福祉協議会の給与関係ですけれども、社会福祉協議会というのは当然他の法人でございます。その法人の給与規定の中で嬉野市の給与に準ずる、これについて市がいろいろ御意見申し上げるのはちょっとできないのではないかと思います。ただ、業務内容から判断すると高いということもございますけれども、市の職員給与の場合、御承知のとおり1等級から7等級ございます。その各等級の中にまたその下にぶら下がり、1号俸、2号俸、3号俸というふうにならばずっとランクづけがございます。

そうした場合に、社会福祉協議会のほうでもその位置づけをされますが、その際に果たして別の市の職員と同じところに格付がされるのかと申しますと、そうではないように思われております。というのは、同じような年齢構成、採用日の方等の職員給与を比較いたしますと、市の職員等の間には大きな差があるということ認識しておりますが、そしてあくまでも給与規定は社会福祉協議会さんが決定されることとなりますので、その辺で市のほうが給与が高いとか低いとか言える立場にはないというふうに理解いたしておるところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

全国の自治体の中で、インターネットあたりで調べてみますと、今の時勢に応じながら、この社協の見直し改革計画というのがちらちら見受けられます。もちろん国からの分の一つのこういった形ができてきているというのは理解はするんですけども、やっぱり時代の変遷と同時に、そういったところも見直す用意が、よそがどうこうじゃないけど、嬉野市においてそういったことについては検討会議とか改革会議とかは今のところ想定しておられるのか、ないのか、確認をします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

社会福祉協議会のほうへは補助金として交付をいたしておりますが、その中身というのが職員さんの人件費ということでございます。そこで当然、県内の社会福祉協議会さんの職員については調査をいたしたところでございますけれども、他の社会福祉協議会の職員さんと比較いたしまして、嬉野市が高いという認識は持っておりません。給与格付の関係で、それなりに頑張らせていただいておりますというふうに判断をいたしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

じゃ、次の質問に入ります。

同じく96ページですけども、こちらも同じく補助金であります。地域福祉活動事業824万5,000円が計上されております。この分は平成22年度まではふれあいまちづくり事業、もう1つがボランティアセンター事業ということで、それぞれ補助金が計上されたのを23年度から統合しまして今の形になっているということで見ております。

その中ですけども、説明書にありますけれども、6種類の補助事業がありまして、毎年そうなんでしょうけれども、予算どおりの執行となっておりますわけでありまして、業務内容から見まして、多少のそのときの実施した内容によって増減があってもいいんじゃないかと思うんですけども、これがそのままなっていることについて、またこの分を検証なさっておられるのかどうかを確認します。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

まず、1点目が継続事業であるが、当初の目的は達成されたかというお尋ねでございます。

これにつきましては、主要事業の成果説明書のほうに事業内容のほうを掲げております。ふれあいまちづくり事業とかボランティアセンター事業等を実施していただいております。成果として、ここに掲げてあるとおり、相談事業等、広報事業、努力をいただいております。

そういう中で毎年予算どおりの補助金が出ておることをごさいますけれども、当然補助金でございますので、後の精査は実績報告によって毎年行っておるところで、1つ、ここで824万5,000円の補助金交付いたしておりますが、この事業を実施するに当たりましては、社協の財源も含まれております。例えば、ふれあいまちづくり事業でございますけれども、総事業費766万8,000円でございますけれども、市の補助金は459万1,000円ですね。その差額分というのは社協さんの財源で充てられておる事業でありまして、市のほうはその補助金の額をもって活動をお願いしますというような形になるものですから、毎年同じような金額になっておるものであります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

今の環境の中では非常に大事な事業ばかりでありまして、このものをどうのこうの言うことはないわけですが、やっぱり一つの経費でありますので、それについての内容の精査ができていますのかということでもあります。

細かい点で、1つの例としていきますと、検証の中で2つの事業の中でいずれも市民に告知するために、毎月、案内チラシの発行をなさってみたり、ボランティア情報誌発行をなさっておられたりしております。1つの例としてこういった分が年によって違いがあるわけですね。同じ金額をなさっておられます。ほかの事業でもそういったことが予算と事業実施内容と数字とが違ふことがあるわけですね。それについては、事業がふえたり減ったりするんでしょうけれども、それに活動したことによって補助金の変動がないのか、それとももうやりっ放しだからそのままということなのか、検証されて返納というのがあるのかないのか、お願いします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

返納というのはございません。というのは、全額を補助しておるわけではなく、例えば、100万円補助金を交付いたしますと、それに社協さんのほうで30万円とか上積みをいただいて130万円の事業ということで実施をさせていただいております。ただ、その事業が妥当で

あるかというのは当然、実績報告の中で精査をさせていただいております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

それじゃ、事業によっては減ることもあるでしょうけれども、逆に補助金の範囲を超えるような形の事業は予定では入っていないことが来たと、回数がふえたとかということがあった場合は、この補助金の中でされるということでしょうか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

全ての事業において補助額より上積みされた事業が実績をされております。そういうことで、毎年増額のような補助金の申請ということになっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

じゃ、次の質問に入ります。

次は、障がい者福祉費の中での扶助費について質問いたします。

こちらのほうが決算書にもありますように、不用額が2,283万8,001円ということで、大きな不用額が上っております。この分の主な分で結構ですから説明をいただきたいということと、この節の中で、また目の中で節間流用が、私なりに当初予算と補正を入れて、合計をして決算を入れて、一応エクセルで数字をつくっているんですけども、これを並べてみても、なかなかつながりが見えないわけですね。多分流用かと思えますけれども、節の中で多い理由なり説明ができましたらと思っております。

もう1つは、当初予算で上がっていました更生訓練費、給付事業等サービス計画作成費、これがいずれも1,000円の計上されておまして、決算では使っておられません。要するに科目存置で上げて使っていないということは事業がなかったのかということについて、3点お尋ねをいたします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

扶助費関係ですけれども、不用額が2,283万8,000円というふうになっております。ただ、全体的執行率を見ますと96.9%、ちょうど97%ですね。この扶助費というのは額が大きいために予算額も大きいし、執行額も当然大きくなるわけですけれども、そういう中で全体的に見れば97%の執行率であるということでございます。

この中で不用額の大きいものは、障害者自立支援給付費と更生医療費でございます。自立支援給付費につきましては、金額的には1,200万円の不用額ということで大きいものとなっておりますが、執行率で見ますと97.9%ほど予算に近い数字を執行しておるところです。

それから、厚生医療については931万6,000円の不用額が発生いたしておりますけれども、これにつきましても国保連合会等の情報によりまして、高額な医療費が発生する見込みの方の情報が入りましたので、この分の予算化をいたしておったところですが、連合会等から請求がなかったということです。24年度について、期間中に請求があっておりません。ただ、この分は25年度に入りまして請求が発生してくるかもわかりませんが、そういうことで不用額が2,200万円というふうになっております。

それともう1点のやつは科目存置で実績がなかったということでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

全体の不用額の2,283万8,000円ですけれども、この分については12月内示で補正でまた戻すということはできなかつたんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

医療費の請求、これは3月まで発生してまいりまして、12月段階で結論は出しにくいということになります。例えば、3月に高額なやつが出る場合もありますので、補正には上げておりません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

じゃ、次の質問をいたします。102ページであります。

老人福祉費のこちらの高齢者運転免許証自主返納支援事業の7,000円であります。実質6,500円と500円ですけれども、この分についてお尋ねいたしますけれども、当初予算、全体金額

が小さかったんでしょけれども、当初予算より大幅に対象者が少なかったことを含めて決算が減っております。まず、この分の利用説明をお願いします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

高齢者運転免許証自主返納支援事業でございますけれども、これは高齢者の交通事故に対する被害者、あるいは加害者とならないための啓発事業でございます。そういう中で6件の申請があつておるわけですが、この6件の申請者を見ますと、大体家族の方から自動車の運転は危ないからということで、せつかく市のほうでもこういう事業をされておるから返納してはどうかということで、結果的には返納に至つたというケースが多いみたいです。そういう中で、返納運動、これからの交通安全を願つておりますので、そういうことを期待して継続をしていきたい事業の一つというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

補助金が6件と使用料が1件ということでありまして一応新規事業でありますので、いきなりこの成果というのは厳しい点もあろうかと思つてはおりますけれども、ただ主要説明書での効果を見ますと、高齢者の運転免許証の自主返納及び交通事故防止の推進を図ることができたということで書いてありますけれども、数字からしましたら、そういった点には効果があつたということについては、まだまだと私なりに思うわけですが、こういったところの反省とかは書いていないので、次につなげるためにこういったことをしたいということまで入れていただいたら、より説明ができるかなと思つております。

そういった中で、次年度のことでしょうけど、既に本年度に入つてはおりますけれども、25年度に入つてはおりますけれども、事業の目的に沿う形での方法を今の1年目を踏まえながら、こういった感じでしていくかと、今までどおりでいいのかどうかということも含めて検証をなさつておられるのか確認をします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

まず、これは啓発、広報をしないとなかなか周知できませんので、チラシ等による広報、それから免許書の切りかえ時に警察のほうにお願いをして、こういう制度がありますよとい

うのお知らせしております。それと各地区に出向いて、いろいろの会合、そういう中でもこの制度についてお話をしておるところですが、大体地区を回ってみますと、この制度について結構御承知いただいておりますというふうに感じました。ただ、この制度の場合、車の運転を、免許証を返納いたしますと、どうしても地形上、地理的に高齢者の方は非常に不便を期するところがございます、そういうところで伸びない理由の原因にもなっておろうかと分析をいたしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

日常そういったことも十分あろうかと思えます。承知いたしました。

じゃ、次の質問に入らせていただきます。

次が104から106ページの児童福祉総務費であります。こちらの事業名が子育てファミリーサポート事業であります。この分につきまして、お願い会員とお任せ会員という2つの中で相互に連携をとりながらこの事業が進めておられるわけですけれども、決算の数字からいたしまして、お願い会員よりもお任せ会員さんが非常に少ないという実績が上がっております。このことについて現場での問題とか対応というのはどうなさっておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

ファミサポ事業でございますけれども、現在、任せて会員の方が32名、お願い会員の方が130名でございます。そういう中で、利用件数1年間で148件ということでございます。このバランスにつきましては、お願い会員の方が130に対して32名ですから、そう大きなぶれというのはないというふうに感じております。1人、時間でいきますと、年間240時間というふうになるわけでございます、バランス的にはいいように思えます。

ただ、今後は当然、任せて会員さんの加入、それからお願い会員さんの利用増を図っていく必要があるかと考えております。

それと、問題点についてでございますけれども、今のところ私のほうまで問題点になるような事案は上がってきておりません。ただ、毎年1回、総会を開いております。ファミサポ交流会ということで開催をいたしておりますが、その際、アンケート調査を実施しております。去年も8月開始をして、ことしも同じ8月に実施をしておりますが、ただ、このアンケート調査が調査件数としては非常に少ないものですから、素直にこれを全体の意見と判断す

るのは難しい面がございまして、参考とさせていただいている状況です。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

今の時代の流れの中で非常にいいことだとは理解はするんでしょうけれども、いずれにしても利用者が少ないと、その効果も余り図れないということもありますので、お願いする方、また任せられる方、相互につながりを持って高めていただいたらということで質問いたしておりますけれども、ほかの自治体ではこういったことを踏まえながら改善対策会議等々、文言は別にして、今の現状、状況を踏まえながらそういったことをなさっておられる自治体もあるように聞いております。当嬉野市において、そういったことは考える機会があるのかどうか、確認をします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この事業はまだスタートしたばかりで、まだ未熟なところもあるのは当然承知いたしておりますが、任せて会員さん、お願い会員さんのほうからいろいろの意見集約を、これには努めておりますが、これが定着化すれば、将来的には議員意見のような組織も必要になってくるかもわかりません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

じゃ、次の質問に入ります。

106ページになりますけれども、児童福祉総務費の中の委託料、子育て短期支援事業であります。実績が29,300円ということで、24年度について、今までの実績からしますと、極端に下がっているわけでありまして。さかのぼってみますと、21年度が14万50円、22年度が15万7,300円、23年度が12万6,500円ということである中で、29,300円の結果でありますけれども、この中で極端に事業費が減った理由を先にお尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この子育て短期支援事業というのは、子どもさんが病気、あるいはお母さんの出産、事故等によりまして、子どもさんの養育が一時的に困難になった場合利用する制度でございますけれども、当然この決算額につきましては、実績に伴うものでございますが、今、この制度を利用される方もいらっしゃると思いますが、自分の身内、あるいは友人の方をお願いをされていらっしゃるというのをお聞きいたしたところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

なかなか予算つくってから、そのとおり執行するのがいいとは、私も今説明を聞いてそう思いますし、しかし、その中で今までの実績を見てみても、やっぱり嬉野町、塩田町におきましても、それぞれ受け入れ施設があるんでしょうけれども、偏っているようなことがあります。これについては、こういった制度があるということの周知が、告知と申しまししょうか、知らない方もおられるんじゃないかなと、実績から見てみて判断するわけですけども、まずはそのことについて、まず1回目をお尋ねいたします。そのことをお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この制度の周知でございますけれども、チラシ等では広報いたしておりますが、全てにおいて行き渡るというふうには至っていないかも知れませんが、こういう事態が発生した場合、病院の先生のほうが、こういう制度がありますよということで市に紹介をされたり、今あいていないですかといったことや、お母さん方に紹介をされておる部分もございます。一番最初に気づくのは病院の先生でございます、そういうところでも協力をいただいております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

細かい点ですけどね、やっぱり表現の仕方なんですけれども、この事業の効果を一番下のところで見ているんですけどね、この分についても結果的には児童等その家庭の福祉の向上が図られたということがありますけれども、嬉野地区においては実績ゼロなんです。これが向上を図れたかどうか、そこら辺検討の余地があったら、そこら辺を素直に書いていただいたほうが、より数字から結果的に見て正直じゃないかと思っておりますけれども、ちょっとお尋

ねいたします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

確かに成果の説明書でございますので、そういうところまで記載をしたほうがわかりやすいんじゃないかと思えます。ただ、これは福祉課に限らず全体的なものとなろうかと思えますので、市としてどういうふうに記載していくか、検討をしていく必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

じゃ、次の質問に入ります。

107ページであります。児童福祉総務費、引き続きですけれども、こちらの扶助費であります。

事業が3つ重なります。乳幼児並びに就学前児童医療費助成事業及び小学生の医療費助成事業、中学生の医療費助成事業の3つでありますけれども、関連して質問いたします。

この分につきまして、医療費助成対象者に対しまして、償還払い申請者の割合はどのくらいになるのか。対象者があって、その償還を求めておられる方がどのくらいの割合であるかということをお尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

申請の状況でございますけれども、市でわかるのは国民健康保険加入者のみになります。このほかに社会保険とか共済保険に加入された方がいらっしゃいますけれども、その分については市として情報を持っておりません。そういうことで国保だけに限ってお示しをいたしますと、中学生で33%、これは件数に対する率でございます。小学生が45%というふうになっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

今、実数を聞いてみても、やっぱり相当少ないと私なりに判断するわけですね。それに比べまして子どもの医療費助成については、これは現物給付でありまして、そこら辺については申請度合いが大きく違ってくるんじゃないかならうかなと思っております。

その中で、こういった実情にあるということにつきましては、今の45%並びに33%という実態は国に、もしくは県を通じてでも結構ですけれども、実態として国に報告をなされるのか。そのことをお尋ねいたします。

もう1つは、子どもの医療費助成と同じような形の現物給付の助成ができるような形で動いておられるのか、そのためには県のほうにも働きをなさっておられるのか確認をいたします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

小学生、中学生の医療費の状況について国、県へ報告をしているかということでございますけれども、これは市の事業でございますので、国、県への報告というのはありません。ただ、照会等があれば回答をいたします。

それから、現物給付関係でございますけれども、小学生以下については現物給付ということで佐賀県内で統一をされております。小学生以降になりますと償還払いというふうになりますが、これにつきましては子どもさんの小学生以前の方を現物給付するに当たっては、県で統一をしてもらったわけですが、医師会等の御協力も必要になってきます。ただ、ここで嬉野市が小・中学生についても現物給付ということになれば、医療機関がよっぽど調整をしておかないと混乱されることとなります。嬉野市の分だけが現物給付ですとか、そして病院が請求される場合、国保連合会、あるいはそれぞれの保健所の方に請求をされますので、複雑な処理が必要となってくるということで、現物給付にしたいからといってすぐには移行できないというふうに判断しておりますが、このことについては小・中学校についても県の補助対象ということで要望がっておりますので、いずれどういうふうにこれが変わっていくのかはまだ見通せないところでおります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

では、次の質問に入ります。109ページ、生活保護総務費であります。こちらの生活保護受給者就労支援事業についてお尋ねをいたします。

この資料によりますと、就労支援対象者が12名のうちに10名が就労に入られなかったとい

うことですが、その分の利用をお尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（神近 博君）

お答えをいたします。

就労支援対策についての御質問でございますが、就労支援員が職安へ同行いたしまして活動をいたしております。

それで、職安の訪問件数でございますが、延べ85回実施をしております。その中で、求職の応募件数でございますが、46件でございます。あと、会社への面接を受けられた方が19件になっております。

就労できなかった理由でございますけれども、2点ほどございまして、まず1点目が高齢、傷病、障害等により就労意欲の低下によるものが大きいものと思います。また、仕事の内容が非常によくても、年齢がオーバーしているということで断念された方もいらっしゃいます。それから、佐賀市とかは会社が多いわけですが、それで合致する会社が多いわけですが、嬉野市には採用する企業が少ないというのも現状でございます。

それと、2点目でございますが、嬉野からの距離的な問題もありまして、移動手段が限られてきますので、乗りかえが多いため就労に至っておらないところでございます。

今後、市としましても、粘り強く支援をしていきたいと思っておりますが、就労意欲の喚起も促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

この説明書を見ますと、まず事業の目的が稼働能力を有する生活保護受給者に対し、就労による経済的自立の促進を促すということで、要するに働ける、動けるということをする方を対象にしておられまして、その中で12名のうち就労につかれた方が2名、いろんな経済的な環境等々を含めてあるんでしょうけれども、そういった促進の仕方とか、本人のやる気の後押し的なものがどうなっているのかなということで確認をいたしたわけでありまして。

そういったことで、就労につける条件にあられる方については今後も、今回の数字からいきますと12名のうちに2名を除かれる方ですね、要するに10名の方について、特にそういったまた就労を促される努力をなされるのかどうか。1回もうやめたということで、もう使えないのか、それきりになるのか確認をします。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（神近 博君）

お答えをいたします。

先ほど議員発言のとおり、就労可能な方につきましては、本来は就労いたしまして、最低生活以上の所得を得られて、生活保護から脱却することだと思います。就労活動等の義務を果たされない場合はペナルティーを科す場合もございます。就労意欲の改善が見られない場合、保護の停止とか廃止も含めまして、今後、私どものケース会議等に諮りまして検討をしていきたいと考えております。その後もずっと就労支援をしていきます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

ちょっと急ぎます。

次の質問に入ります。健康増進費でありまして、委託料のがん検診事業についてであります。

毎年同じような傾向であっております。担当者の方については本当に努力をなさっておられるということは十分理解をしながらも、健診率、受診率が上がらないということについて、違う角度で質問いたします。

主にこの説明書にありますように、大きな3会場を中心になさっておられますけれども、これを余り小さい会場はどうかと思いますけれども、中会場的なもの、例えば不動コミュニティーセンターとか、轟小学校とか、1つの——あそこを使えるかどうかは別ですけれども、久間小学校とか、そういったところに会場を変えながら、より細部にわたった促し、促進の仕方はどうでしょうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（中野哲也君）

お答えいたします。

まず、御質問が健診の3会場ごとの受診率の違いはあったのかということでございましたので、まずそこからお答えさせていただきたいと思いますが、健診会場が塩田保健センター、嬉野公会堂、吉田公民館の3カ所でございます。健診率の高いほうから申しますと、吉田公民館76.3%、塩田保健センター70.2%、嬉野公会堂65.8%となっております。申し込まれた方でも7割ぐらいしか受けていच्छらないという現状がございます。議員おっしゃるとおり、もっと細かに地区を分けて健診できたらというのは、今後また研究させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

それでは、通告書よりか先走って質問いたしましてすみませんでした。一応通しでお聞きしましたので結構です。

次、母子保健事業費の委託料であります。妊婦健康診査事業の分についてお尋ねをいたします。

里帰り出産等の助成に10人ということでありますけれども、非常に私なりに少ないと思っておりますけれども、どのような形で案内通知をなさっておられるのか質問いたします。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（中野哲也君）

お答えいたします。

母子保健事業の妊婦健診につきましては、妊娠された方が母子手帳を取りに見えられます。母子手帳の交付に見えられた際に、受診券を14枚全てその場で差し上げることになっております。その受診券といいますのは、医療機関でそのまま使えますけれども、使える医療機関が、長崎県、佐賀県、福岡県の地区では当市が発行した受診券がそのまま使えることになっております。

今申しました3県以外で妊婦健診を希望なさる方は、母子手帳の交付のときに、そういったときは事前に申請が必要ですよという説明をして、実際そういったことがある場合は事前に申請をなさって、3県以外の医療機関と当市の担当が交渉しまして、この方が見えられますからお願いしますというふうな情報を流して、その結果とか費用につきましては後日、償還払い、そのデータもまた本人さんからいただくという方法でやっておりますので、10人というのはその3県以外に里帰りをされた方ということになります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

時間の都合でちょっと1問飛ばしますけれども、129ページ、農業振興費であります。こちらの有害鳥獣被害防除対策費につきまして、24年度からアライグマ駆除が補助対象となっております。23頭の捕獲がされたと説明を受けております。今後の対策をまずお伺いいたします。

もう1つは、狩猟免許更新の補助、39名のうちに29名に減っておりますけれども、その理由を確認します。新規免許取得者も10名の予定が2名と少ないんですが、その理由をお伺い

いたします。

3点目が、猟友会の年齢構成で70歳代以上は何名なのか、お尋ねをいたします。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（納富作男君）

お答えいたします。

議員御質問のアライグマの駆除の対象で、24年度23頭の捕獲がされております。イノシシの捕獲数も多くなっております。また、アライグマも最近は多くなっております。

今後の対策といたしましては、現在、鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会へ負担金として支出しております。協議会のほうから各猟友会のほうへ支払われて有害鳥獣の駆除をお願いしております。今後も予算をお願いいたしまして、アライグマも含めた形で有害鳥獣の駆除をお願いしていきたいと考えております。

また、電気牧柵とかワイヤーメッシュ等の資材補助につきましても予算をお願いいたしまして、駆除に努めてまいりたいと思っております。

次、2点目になりますけど、更新と新規の関係でございますけど、狩猟免許の更新時期は9月15日を基準といたしまして、免許を取得された後3年間の期限となっております。22年度が14名で12名されました。23年度も9名の予算をいただいておりますけど、24年度は恐らく39名の該当者がなかったと思われまして、更新年度に39名予定しておりましたけど、実際は22名となっております。人数でいいますと22名ですけど、わなと銃が、銃第1種の分になりますけど、両方取得者もいらっしゃいますので、延べでは27名が更新されております。

また、新規取得につきましては、これは当初予算でできるだけ多くの免許取得者を確保できるようにということで10名お願いしておりましたけど、結果的には2名の取得になったということでございます。

3点目です。猟友会の年齢構成でございますけど、70歳以上は塩田猟友会のほうで4名、嬉野猟友会のほうで6名で、計10名となっております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

3年前の一般質問でもイノシシの関連でアライグマを質問したんですけれども、佐賀でこのセミナーがあった中でですけれども、やっぱり環境が非常にいいということで急激にふえているとあったんですけれども、これが現実になっていまして、もう佐賀を中心に福岡の北部、長崎の北部に散見しているということで聞いておるわけですね。これはそのままいきますと、本当にイノシシもそうでしょうけれども、アライグマというのは厄介だということも

聞いております。こういったことで、対策を今の状況でいいのかということの中で、箱貸しなど猟友会以外の一般の市民に貸し出しする用意はあるのかということでお尋ねをいたします。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（納富作男君）

お答えいたします。

一応、わな関係とかにつきましては貸し出しもありますけど、若干個数が少のうございますので、ただ今の状態では補助をいたしておりますので、購入される場合には補助を使ってもらったらいいかと思っておりますけど。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

今の御答弁によりますと、猟友会じゃなしに一個人でもその箱の貸し出しが可能だということですか。今は絶対数が少ないけれども、その分を確認いたします。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（納富作男君）

貸し出し可能と思いますけど、一応、最近貸し出しが少のうございますので、一応貸し出すものをチェックしてから、確実なものにしてから貸し出すという形で持っていきたいと思えます。一応貸し出しも可能でございます。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

次の質問に入ります。茶業振興費であります。

端境期支援対策事業に80万円計上されておりましたけれども、24年度で終わっております、この分につきましてなんですけど、補助はないけれども、この分の事業そのものは継続の中で補助だけ対象を今回は見送ったということで見えていいのか。まず、要するに2年で終了した理由をお尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（宮崎繁利君）

お答えいたします。

平成23年度から、栽培から刈り取り、加工、販売まで生産者の培われた技術によりまして、1年目でラインの確立ができたものということで評価をしているところでございまして、大変喜んでいただいております。

また、平成20年度につきましてはコンテナ型乗用摘採機のアタッチメントを導入されまして、さらに品質の向上を図るために販売元より御要望がございまして、生葉の洗浄機を買い入れられまして、大麦若葉の生産加工の環境整備に努められまして、平成24年度につきましては、前年の3ヘクタールから27.8ヘクタールと、9倍の作付の拡大に至るということになりました。このことから生産者の御努力のおかげで一定の補助効果があったものとして判断いたしまして、当初予定していた3カ年補助を2年に見直したためでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

ちょっと今の答弁でなかなか理解しにくい点もあるんですけども、これは当初から2年間の補助事業であったのか、途中で何らかの理由でやめられたのか。この主要説明書にも一番最後にありますように、6次産業界の足がかりとするということですね。要するに足がかりなんです。まだ取りかかっていないところを打ち切って、生産者なり関係者のことをどういった形でこれを育成していかれるのか、お願いします。

○議長（太田重喜君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（宮崎繁利君）

お答えいたします。

当初は3年間を予定したところでございまして、今回、なぜ2年でということになったのかということでございますけれども、一応、実際は6次化のほうにということで進展するわけですけれども、6次化につきましては、生産から販売までのレールの安定が先決でございまして、6次化への取り組みはできなかったということで結果的にはなったところでございます。

結果的には、今後の課題となりましたので、市といたしましては6次化の支援につきましては推移を見ながら対応したいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

3年の予定して、途中で2年で切られたという内容について、ちょっとなかなか解せない

点があるんでしょうけれども、推移を見たいということで間合いを、間隔を置いて見られるということでしょうか。それとも市として別の方法があるのかどうか。今、主要産業でありますお茶産業も非常に厳しい状況であります。ですので、そういった点でこういったことについては非常に大事な新しい産業であるわけですが、はしごをかけて途中で引っ込ますというような状況には見えません。よろしくお願いします。

○議長（太田重喜君）

産業振興部長。

○産業振興部長（一ノ瀬 真君）

お答えを申し上げたいと思います。

ちょっとおわかりづらい点があったと思いますので、少し補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず23年度、補助金の支払いをしておりますけれども、その額が80万円でございますけれども、実際23年産というのが24年の2月、3月ぐらいの刈り取りになっておりまして、それを製品化するのはその後になってまいります。いわゆる粗加工ですね。それを相手の業者の方にできた品物を一度に全部売ってしまうというわけにはいきませんので、少しずつストックしながら、相手の会社の方に少しずつ分けて販売をしますものですから、1年間のトータル収支が精算をするのに少し時間がかかるわけです。販売を全部済ませてしまった後の精算を実は出してもらいました。そうしますと、販売と小売の収入の額、いわゆる製品を売った売上額が、ちょうど工場の加工賃とか、それから刈り取り賃ですか、その費用にちょうど同じ額に匹敵をしまして、ですから、生産ラインとしては売上額で収支ととんでラインに乗ってきたというのが1つです。

それと、24年度がやはり要望が多いものですから、少し生葉の切断機とか、あるいは生葉の洗浄機ですね。やっぱり雑物が入ったりしたらいけないものですから、洗う機械とかそういうものに対して1点80万円の補助を出しております。そういう関係で生産ラインと製造ラインの設備費用が一定の流れとしてできてきたことによって、まずは一定の成果が出たために、それ以上は必要ではないのではないかというのが1つの結論でございます。

それともう1つ、6次産業化の御質問がございました。6次産業化についてはさらに別に出してよかろうもんという、今後の3年目出してもよかろうもんというような御質問だと思いますけれども、6次産業化について事業主体である団体と協議をしました結果、やはり今の取引先、薬品会社とか取引先があるわけですが、そこにいわゆる6次産業化というのは、今のところ粗で出すわけですね。今、製品は粗で売っております。本物は、本物というか製品というのは完全にミル状になった、粉になって水に溶かすだけの製品になるわけですが、今の取引をしているのは粗で取引をしておるわけですね。これを今度は6次産業化で完全に自分のところで販売をすると、今せつかく取引をしておられる会社とのライバル関係、逆にそういうふうになったら取引はできないと、いわゆる自分たちで販売を

するような状況になってしまうということで、今取引をしている味方といいますか、会社の方と敵対関係になって、逆に取引をしていただけないような状況があるというふうなお話をいただいております。

したがって、6次産業化という大きな目標を掲げて事業者はされたわけですがけれども、今の段階では、やはり将来的に独自に自分たちが販売できるような製品化には5年ぐらいの期間が必要であるというようなことで、簡単にはできないということで、今回は自分たちももうやめたいというようなお話をいただきましたものですから、3年目については、先ほど申しましたように、1つの生産ライン、それから刈り取りラインまで一定の方向性ができたということで、2年間で補助を打ち切ったという経過でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

以上で終わります。

○議長（太田重喜君）

農林課長のほうから先ほどの説明について追加の説明がございます。どうぞ。

○農林課長（納富作男君）

補足いたします。

先ほどの山下議員の捕獲用の柵の貸し出しの件で補足ですけど、これは小動物のみで、あとは講習を受ければ、自宅の敷地内では大丈夫だということで限定されておりますので、一応お願いいたします。小動物のみで、講習を受けて、そして自宅敷地内のみだそうです。限定されておりますので。

以上、答弁を終わります。

○議長（太田重喜君）

これを持ちまして山下芳郎議員の質疑を終わります。

次に、13番神近勝彦議員の発言を許します。

○13番（神近勝彦君）

それでは、私は質問出しておりますけれども、時間が60分と限られておりますので、まず上位法、そして自治法の第138条絡みの分を先に終わらせてから予算関係のほうに移りたいと思います。

まず、97ページ、障がい者福祉委託料の障がい者福祉計画作成というところでお尋ねをしたいと思います。

この福祉計画を作成するに当たりまして、障害者総合支援法第89条の3によりますと、関係者による協議会を設置するように努めなければならないというふうにはあるわけなんです

けれども、こういうところで、嬉野市は設置しなくていいのかどうかということでお尋ねをしたいと思います。

それから、福祉計画を作成するに当たって、この支援法第88条第7項及び第8項にあらかじめ住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努める。または、協議会を設置したときはあらかじめ意見を聞くように努めなければならないというふうにはございますが、この点についてはどういうふうになされたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

障害者総合支援法第89条の3に努めなければならないという努力規定が設けられております。現在のところ、嬉野市ではこの協議会の設置をいたしておりません。

ただ、議員おっしゃるとおり、この協議会に関しましては設置に従うほうが好ましいというふうに考えております。ただ、そういう中で杵藤地区になりますけれども、杵藤地区で自立支援協議会設置要綱というのを定めております。この自立支援というのは旧法時代の名称になります。杵藤地区でこういうふうな動きをしておるということで、この設置に関しましては嬉野市だけではなく杵藤地区全体で考えていく必要があるかというふうに思いますので、協議会のほうに議題として提案をしたいというふうに考えます。

次、福祉計画作成については意見を聞くべきということでございますけれども、議員御承知のとおり、9月の議会におきまして地方自治法関係の指摘を受けたところです。それには当然、そういうことであろうということで、3月議会において条例化のお願いをしております。そういう中で新しく条例を制定するまでの間の処置といたしまして、この福祉計画につきましては意見を聞くというのを委員さんと言っていいかわかりませんが、6名の方に意見を拝聴いたしております。その中で計画書を策定いたしたところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

協議会そのものは設置していないということは理解するわけなんですよ。それで、今6名の方に意見を聞いたというのは、報酬の執行がなくて謝金というふうな支出がありますので、多分そういうふうなところからの支出なのかなと思うんですよ。その部分で理解はいたします。

ただ、先ほど自立支援のことをおっしゃったかと思いますが、障害者総合支援法第88条の第9項ですよ。第88条の第9項に障害者基本法、これの第36条第4項、ここに、合

議制の機関を設置する市町村は計画を定め、または変更しようとするときは当該機関の意見を聞かなければならないという規定がございます。となると、今、課長が本年3月に審議会を今度条例化したというふうにおっしゃいました。このときには告示というふうな形で審議会はあったんですよ。ですよ。となると、この支援法第88条第9項に基づきますと、嬉野市は嬉野市障害者福祉計画策定審議会というものが告示であったわけですので、私は合議制の機関は存在していたというふうに思うんですよ。今まで告示でやられたにしても、執行部側は、告示は告示として審議会というものは自分たちとしては認めているというふうな形をとられてきたわけですので、そうなる 私はこの第88条の第9項のこの規定に抵触しているんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおりだというふうに私も考えておりますが、昨年の9月で御指摘を受けまして、条例の制定作業に入ったわけです。そういう中で、今年度におきまして障害者福祉計画を、予算化をお願いして策定をする手順となっておりました。従来であれば、要綱を制定いたしまして、それに基づいて事業執行をして、委員の方には当然その代償というのを支給しておったわけですが、この9月から3月までの間のどうしても時間的なものがありまして間に合わなかったということがございます。そういうことで、ちょっと今回の場合は苦肉の対応といいますか、そういうことで御理解をいただいて承認をお願いしていくほかないのかなということに考えております。

ただ、今回、条例制定できましたので、今後につきましては議員おっしゃるような法的に抵触しない運用ができていくんじゃないかなろうかと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今、課長が言われた分と私が質問している分は若干すれ違っているんですよ。私が申し上げているのは、結局、条例制定をしようがしまいが、その前の告示の段階で執行部側としては、審議会というのは告示で認めているんですよ。だから、条例にするしないという、その期間は関係ないんですよ。あくまでも告示で執行部側としては審議会というものを制定しているわけなんですから、この第88条の第9項、これに必ず設置をしている場合は、ちゃんと意見を聞きなさいというふうに書いてあるんですよ。ですので、第88条の9項を理解すると、ここで必ず報酬が発生をして、そして福祉計画策定審議会という方々に意見を聞かな

くちやいけないんですよ。それをやっていないということになるんですよ。

今、課長の御答弁でいくと、9月のときに第138条の第3項関係の規定で指摘を受けたから、あくまでも審議会は使わなかったというふうな御答弁だと思うんですけども、法の考えからいけば、告示であっても、それは審議会としてあったわけですので、これは私はおかしいのではないかと思います。部長、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（神近 博君）

全く議員の御指摘のとおりであります。審議会要綱で設置をしておりました福祉障害者計画策定審議会の委員の設置、確かにありましたけれども、計画そのものの名称が変わったところで、今、課長が説明したような対応をとらせていただいたということで、今後の策定に関しては法の規定のとおり運用がされていくかと思っておりますけれども、当時、昨年9月、附属機関の設置に関していろいろ指摘を受けたことの経緯があって、こういう対応を取らせていただいたものだというふうに考えます。今後、そういう点については改めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

では、3回終わりましたので、次、99ページ、老人福祉費、これはまた報酬でございます。

地域包括支援センター運営委員会委員、これは先ほど申し上げましたように、規定の第1条とか見ると、これはあくまでも意思決定機関なんですよ。ですので、これは早急に条例化すべきと思うんですよ。ですから、その点のお考えをお聞きしたいと思いますし、地域包括支援センター、これはセンター機能を考えたときに、ちゃんとこれも条例化して委託業務をできるようにしてあるわけですよ、告示の中でも要綱関係で。そうすると、やはりちゃんとこれもセンター条例というものを設置しなければ、業務の委託関係はなかなか厳しいんじゃないかなと思うんですけども、この2点についていかがですか。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉野昌生君）

まず、地域包括支援センターに関してですが、介護保険法第115条の46の規定で、いわゆる介護保険法で掲げる包括的支援事業等を実施する施設として位置づけられております。その運営委員会に関しましては、介護保険法施行規則第140条の66第4号におきまして、地域包括支援センターは当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適正、

公正かつ中立な運営を確保することという規定がされておりまして、この規定が運営協議会の設置を義務づけられているという解釈のもとに条例設置の必要はないという判断をしたものであります。この解釈については、制度が開始する前に厚生労働省のほうからの通知で、Q&Aの中で同様の解釈のことが示されておりましたので、その解釈に従ったということでございます。

それとまた、地域包括支援センターの当市における位置づけですけれども、行政組織規則の中で、健康福祉課、高齢者グループの中で掌握事務として制定、規定をされておりますので、その事務を取り扱う施設の開設を運営規定の中で定めているということは適法かというふうに判断をしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

運営委員会におきましては、上位法の絡み、そのあたりの指導等で、それはもういいということであれば、私も理解をするところでございます。

ただ、センターについては、これは民間のほうに業務委託関係もできるわけなんですよね。となると、私としてはやはりセンター条例をちゃんと持って、そして一部委託というふうな形でいろんな業務を民間等にしていっていいんじゃないかなと思いますので、それは今後の検討課題というふうにしていただきたいなと思います。

次に、104ページ行きます。

104ページの児童福祉総務費、放課後児童クラブ運營業務委託選定委員会委員のほうですね。これも報酬なんですけれども、これは昨年の9月にこれが上ったときに、私、このプロポーザルによる選定は地方自治法第138条の第4項に抵触しないんですかというふうなことで御質問をしたところ、担当課長のほうからは報酬等については非常勤嘱託員の条例に基づいて報酬をお支払いしますというような御答弁をいただいておりますので、そのときの御答弁を私なりに理解したところ、第138条には当たらないというふうに理解をして、こういうふうな質問になっているわけなんですけれども、このプロポーザルによる選定というのが本当に自治法の第138条の第4項に抵触しないのかどうか、その根拠をお聞かせ願いたいと思いますし、選定後にこの要綱がすぐに廃止されているんですよ。となると、やはり逆に疑ってしまったんですよね。何か問題があったからすぐに廃止したんじゃないかなというふうにやはり勘ぐってしまったと、そういうところもありましたので、このあたりの見解をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

プロポーザルの選定は自治法に当たらないとのことだったがということでございますけれども、昨年の9月当時、私も地方自治法に抵触するという認識がございませんでした。そういうことで報酬については規定によってお支払いしますというふうな答弁をしたように今思います。そういうことで、その後、指摘を受けまして、第138条の4の規定に抵触するのかがということでちょっと勉強をしたところ、やっぱりこれは抵触するというふうに判断をいたしましたところなんです。そういうことで、議員の思うこととちょっと違うようになるかもわかりませんが、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

次に、プロポーザル要綱についての廃止が行われたということでございますけれども、放課後の受託者選定に当たっては、昨年4月に事業主体がやめたいということを受けまして、早速取りかかったわけですが、入札選定の方法にはプロポーザルの方式を使うということで考えまして、要綱の制定までいたしたところです。

そして、3月に廃止をしているわけですが、これについてはこの選定方法、プロポーザルについては、今回限りについてプロポーザルの方式を導入するというので、3月26日ですか、告示をして廃止をいたしております。次の選定につきましては、またいろいろな方法があるかと思しますので、その時点で選択していくというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

プロポーザルというものについて、私もこれはその事業事業によっていい制度かなと思いますけれども、今の御答弁をいただくと、指定管理といいますか、業務委託については余り、放課後児童については余り、プロポーザルについては余り適していなかったというふうなお考えだったのかなと、後ほど変えたのはですね。今後、いろんな方法を考えていくというふうに言われていますので、それはそれで理解をしたいと思います。

次、行きます。

144ページ、観光施設費、これも報酬です。指定管理者選定委員会で4人さん上がっております。これが選定委員会の規則の第3条、これもいろんな議論を今回やっておりますけれども、これに沿っていないのではないかなと思います。これは副市長、お答え願います。

○議長（太田重喜君）

副市長。

○副市長（中島庸二君）

指定管理者のあっていないということでございますけれども、前回からこれを踏襲いたし

ました経緯は確かにございます。ただ、このことにつきましては、基本的に大学の先生あたりも聞きましたけれども、そこまでの解釈は、そこが悪いというようなことではございませんでした。

ただ、委員会のときに、ちょっと前の当初予算の委員会でもございましたけれども、そのことについてはやっぱり明確にして、ある程度わかりやすいような方向に改めるべきだということは財政課長のほうから答弁をしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

大学の法制関係の専門の方だと思うんですけども、よく規則第3条をここで改めて言う必要はないと思いますけれども、要は市長が職員に対して、結局指名をするんですよね、副市長初め部課長さんたちに。そうなったときに、あくまでも3項の中に選ばれた委員長は専門的知識が必要な場合というふうになっているんですよ。今回の観光施設の指定管理のメンバーを見ると、本当にそしたら専門的知識を持った方なんですか。私は疑問に思うんですよ。

6名さんいらっしゃの中で、市の職員は2名さんなんですよ。本来はこの規則におきましては、市の部課長さんたちが大体メインとなった委員会であるべきであって、そして学識経験者である専門的知識の民間の方が数名入るというふうな解釈にならざるを得ないと思うんですよ、この規則でいけば。しかしながら、観光施設の指定管理については6名の委員さんかで4名が民間で、お2人は副市長と担当課という構成になっている。

そして、くどくなりますけれども、民間の方は専門的知識というか、そういう方ではないと私は思いますよ。ここでそういう方々が出られた団体名を言うのがいいのか悪いのか、ちょっと私も考えますので言いませんけど、頭から私はそこらあたりの違いは大きくあるんじゃないかなと思うんですが。

○議長（太田重喜君）

副市長。

○副市長（中島庸二君）

この指定管理に出した経緯を申し上げますと、基本的にシーボルトの湯は市民の施設だということで、どのように今後、観光施設としても位置づけたいし、市民の方がどのように利用されるかということを中心に置いて選定委員を選ばせていただきました。

ただ、この中には基本的に営業施設でございますので、市の職員ではなかなかそういうところまで見切れないだろうということで、市内のいろいろな方を選定した経緯がございます。確かに税理士さんのところも入っていただきまして、申請の内容等を詳しくチェックしていただきました。そういうことが必要であったので、施設によっては確かに私たちだけででき

るものもありますけれども、将来的な展望から見ますと、どうしても営業施設という位置づけをしたものですから、それとほかのほうに観光のメインだということもありますので、そういう視点から見ていただくための委員を選定したものでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

常任委員会的时候でも、総務部長あたりにも御提案申し上げましたけど、要はこの規則が現在運用されている実態と合っていないというところが問題じゃないかなと思いますので、今、副市長が言われたように、指定管理で今やっている分、全て営業施設じゃないですか。志田焼の里にしても嬉茶楽館にしても営業施設なんですよ。そういうことであるならば、今後ずっと民間、そういうふうな市内からいろんな方々を入れるというような御意向を持っていらっしゃるなら、やはり早目に規則を改定して、民間の方が本当に入られるような、そういうふうに改定を先にしなければ、今後、指定管理のときに毎回毎回こういうふうな質問をしなくちゃいけないようになると思いますので、早急な改定を望んでおきます。

では、次に行きます。

183ページ、今度は学校管理費のこれも報酬でございます。学校運営協議会委員、これも先ほどから申し上げましたように、この協議会は運営に関する決定権というものを持っていらっしゃるわけですね。そうすると、これは附属機関というふうに当たると思います。ですので、これも私は第138条の第4項に抵触するおそれがあると思いますので、これも早急に条例化すべきではないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（江口常雄君）

お答えをいたします。

議員御指摘のように、自治法では、地方公共団体は法律または条令の定めるところによるということで書いてございます。そうした中で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の5に、学校運営協議会については教育委員会規則で定めるという規定がございます。そこで附属機関の委員だから条例で定めるべきではないかということをおっしゃってございますけれども、法律で教育委員会規則により定めると規定されておりますので、委員に関する部分の条項だけを条例で定める必要はなく、現状の規定でいいのではないかと考えております。

学校運営協議会に関する事務事業というのは、教育委員会にもっぱら属する事業でありますので、教育委員会は条例の制定権を持ちません。規則までしか執行機関としては持ちませ

るので、法でそういうふうに定めてあると思いますので、規則の中で定めているということでございます。それで、このことに関しては、一律に庁舎内でするときに行政に確認をして、そういう考えでいいということで一応了解を長にはもらっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

そしたら、そういうことでわかりました。

それでは、今度は決算の予算関係に移ってまいりたいと思います。また戻りますので、申しわけございません。あと35分ですね。

それでは、99ページのほうに戻らせていただきます。

扶助費、この中で結局、地域生活支援事業、移動支援、それから重度心身障がい者医療費等助成事業というのが、決算の金額を見たときに現在の25年度の当初予算よりも大きくなっているわけですね。そう見たときに、これは25年度の現在の当初予算そのものが変わる必要があるのではないかなど、補正をする必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、この点、今の現状としていかがなんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

まず、移動支援のほうにつきましてですが、前年度決算が493万円でございますけれども、今年度、25年度予算が485万3,000円でございます。これを今の執行状況と比較いたしますと、昨年同時期より若干少ない。これ、ぎりぎりということになります。前年度決算より今のところ少ないということですね。

それから、重度のほうでございますけれども、これは毎年伸びる傾向にあるのはもう御承知のとおりでございます。そういう中で、ある程度の不足が発生してくるのではないかとというふうに予想をいたしておるところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

だからですね、課長、移動支援自体、若干少ないということで、当初予算と同等ぐらいにいくかもわからないというふうにおっしゃっているわけですね。しかし、医療助成については多分足りないんじゃないかということであれば、私は早急な補正を組んで対応すべきじ

やないかなと思うんですよ。そのあたりのことをやはりすべきじゃないかなと。特に不用額の問題もあるかと思うんですけれども、やはり流用そのものも余り好ましいことじゃないんですよね。

特に医療費助成関係は予測がなかなかつかないということで、私も理解をするんですけれども、やはり予算が足らなくてほかのところから流用するというふうな処方よりも、私は大まかな予想をとって、今現在の中で足りないという状況のほうにあれば、12月議会の折にでも補正を組んで、おおむね対応できるというふうな予算措置をすべきじゃないかなと思うんですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

私のほうも流用というのは最悪の事態で行うべきものということで、本来、補正、これに対応すべきというふうに考えております。この重度につきましても、今後の状況を見ながら、どうしても不足が生じるということであれば、12月補正というのも考えております。従来、こういった扶助費関係につきましては、12月のほうで1回見直しをしていただきまして、御提出をしておるところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

じゃ、次行きます。

104ページの公衆浴場につきましては、後ほど、またほかの議員が質問されておりますので、パスさせていただきます。

次に、128ページ、需用費、また19の補助費の地域農業マスタープランについてお尋ねをしたいと思います。

これは10分の10の県の事業だったわけなんですけれども、事業費が当初は32万9,000円というふうな予算だったんですけれども、決算においては流用をされて倍額、65万7,000円というふうな決算額になっているんですよ。なった理由ですね。また、補助金については、これは多分いろんな地域との話し合いができなくて、結局当初予算の155万円が執行できなかったのかなというふうに私なりに理解はしているんですけれども、その点について御答弁をお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（納富作男君）

お答えいたします。

まず、1点目の消耗品が予算を上回った理由ですけど、議員おっしゃるとおり、これは国費の10分の10の推進事業費でございまして、あらかじめ当初は報償費と事業費に振り分けて予算措置していましたが、事業を推進していく中で必要な消耗品の支出がかさみまして不足額が生じたために、支出残があった謝金と印刷製本費を利用いたしまして消耗品に充てました。推進事業費自体が使い切りという形で条件があってございましたので、一応こちらのほうに謝金と印刷製本費を流用いたしております。

それから、2番目の補助金の執行ができなかった理由での御質問でございますけど、先ほど議員御指摘のとおり、一応うちのほうでもこれは地域農業マスタープラン、人・農地プランということでやっておりますけど、策定を25年の2月にいたしまして、取り組み可能となりました経営転換協力事業とか、あるいは分散錯圃解消協力金事業などに対しまして155万円を予算計上していましたが、自作地を白地委任して地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者が今の段階ではあらわれなかったことによりまして、事業が発動しませんでしたので、補助金が執行できませんでした。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

地域農業マスタープランは、結局、謝金、消耗品、印刷製本費など施行されておりますので、できたものというふうに思うわけですよ。そいぎ、事業そのものはどうしても地域の集落、地権者関係との協議が必要ですので、なかなか難しいというふうに理解はするんですが、そしたら25年度、あるいは26年度、マスタープランを利用して事業関係、このあたりは今どういうふうな状況、あるいは来年度に向けてどういうふうなお考えで持っていられるのか。そして、これは最初は10分の10の県事業だったわけなんですけれども、今後も県事業としていられるのかどうか、そのあたりの考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（納富作男君）

お答えいたします。

まず、今後の方向性ということでございますけど、一応、人・農地プラン検討委員会もここしに入りまして1回ですけど開催いたしまして、いろいろな貴重な意見を出さしてもらいました。そしてまた、再度この会議につきましては、あと今年度に3回は行っていこうということで決まっております。そのほかにも認定農業者の方が一部の者でございますけど、集

積の拡大に動いてもらったり、あるいは農業施設の整備のための資金関係を活用したりという形で計画を持っておられます。ということで、一步一步ですけど進んでいくと思います。

今後ですけど、県のほうで、予算関係では10分の10ということでやっておりますけど、県のほうで予算をつけてもらう間は、うちのほうも頑張りたいと思いますけど、その後、何年まで、あと予算が切れるとなった場合は、財源的なこともございますので、その点を含めて、今後、一年一年、検討委員会のほうで検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

次、行きます。

130ページ、茶業振興費の12節、役務費で手数料なんですけれども、これは当初予算2万3,000円、決算が23万6,000円ですね。今年度の当初予算8万円というふうになっているわけです。これは昨年と理由がたしか——今年度か。今年度は香港での商標登録ということで、たしか24年度よりも25年度が大きくなった理由だったと思いますけれども、昨年の決算で結局20万円、約21万円ですよ、結局そこまで大きくなった理由というのは何なんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（宮崎繁利君）

お答えいたします。

12節の役務費の細節の手数料なんですけれども、議員がおっしゃるとおり、当初予算に2万3,000円、車検料ということで計上しております、今回、19節の佐賀の強い園芸農業確立対策事業の補助金から21万3,100円を流用いたしまして、決算額で23万6,100円ということになっておりますけれども、ここに先ほど言われました香港の商標登録出願手数料ということで23万5,000円支出をさせていただいております、その分がふえた分でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

それでは、香港の商標登録——ちょっと待ってくださいね。今年度の結局手数料が8万円に増額になった理由というのが、今言われた香港での商標登録というふうな理由で24年度よりも25年度は6万7,000円ほど増額になっているんですよ。それとの兼ね合いがどうだったのか。そして、その約23万5,000円の香港での商標登録、これが結局は急に要するというとで流用されたかと思うんですけれども、このあたりについての流れはどういうふうな流れ

だったんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（宮崎繁利君）

香港のほうに登録商標に至ったということなんですけれども、これは23年度からお隣の有田町さんが有田焼、中国への有田焼の商標登録を申請されているということで、私どもも情報を得ておまして、早急に嬉野茶につきましても、今後、輸出等も予定をされますので、その前段としてそういった対策をとったほうがいいのではなかろうかという判断のもとに今回行っております。

基本的には去年の6月28日に福岡の便利事務所である国際特許事務所のほうに申請をお願いいたしまして、申請したわけなんですけれども、しかしながら本年の2月12日に当事務所より香港の商標登録の拒絶通知があったところでございます。その拒絶の理由といたしましては、嬉野茶を——一応2月12日に商標登録の拒絶通知があったということでございます。

（「本年度の、そしたら」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

茶業振興課長。

○茶業振興課長（宮崎繁利君）

先ほどの25年度の8万円につきましては、この登録商標につきましては入っていないところでございます。

以上です。（「ちょっと暫時休憩よかですか」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午前11時44分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

茶業振興課長。

○茶業振興課長（宮崎繁利君）

先ほどの25年度の8万円の予算につきましては、先ほど入っていないということで御答

弁しましたけれども、訂正いたしまして、この8万円は商標登録の今度は申請が流用したんですけれども、25年度はその登録に係る手数料でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

はい、わかりました。

ただ、6月28日の申請、これは急を要したものかも知れませんが、こういうことについては金額も大きいわけですので、なるべく予算を組んだ執行というものをやっていただきたいと思えますし、こういうふうに、また次年度もこの申請関係で予算を組まれたときに、やはり報告ぐらいでもしておいてもらうべきだと思うんですね。今御説明をいただいたように、結局8万円というのは商標登録の申請をした後の分の登録代と、ですので、24年度については流用をしてこういうふうなお金を使ってもう申請が終わりましたというふうなやはり説明があれば、またいろんな理解もできるんですけれども、そのあたりのところを今後注意していただくようにお願いします。

次、もう研修センターについては飛ばします。

133ページ、農業農村整備費のこれ需用費の光熱費なんですけれども、農村公園、これの光熱費が24年度の当初予算、これ28万8,000円なんですよね。決算が12万2,000円なんです。25年度の当初36万3,000円、これは多分、農排関係の利用料関係も入ったからということで私は増額については理解をしていたんですが、決算と比較したときに余りにも25年度の当初との金額の開きが大き過ぎるんじゃないかなと思うんですが、この点いかがですか。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（納富作男君）

お答えいたします。

先ほど議員の御指摘のとおりです。

農村公園につきましては、24年度に農業集落排水の農村公園の4カ所に接続をしておりますので、その分も加わりまして予算が上がっているものと思われまして。ただ、決算につきまして、非常に差があるというところがございますけど（「農集の分の使用料の分です」と呼ぶ者あり）農集の分がプラスアルファになった分でございます。25年度につきましては、前年度予算を参考にしながらしておりますけど、今のところ執行は順調に来ておるところでございます。

以上ですけど。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

いや、だから、私が質問しているのは、農排をつないでいただくことによって使用料関係、光熱水費のほうに今度入りますよね。これ、たしか24年度ぐらいから光熱水費のほうに入るようになったということで、それは理解しているんですよ。そのかわり24年度の当初予算が28万8,000円で決算が12万2,000円というふうに半分以下、50%以下の執行率で来ているんですよ。それに対して25年度が農排の接続をした使用料関係も考えたわけなんですけれども、36万3,000円というふうに物すごく決算からすると約24万円ほど上がっているわけなので、その理由がただ単に農排の使用料だけというふうに考えていいのか、それとも、決算のことを考えずに、ただ24年度の当初予算に対して、結局農排の分を上乗せした36万3,000円というふうな25年度の当初予算になっているのかということなんですよ。結局決算に対して乗せるのか、24年度の当初予算に対して乗せるのかで変わってくると思うんですよ。その考えです。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（納富作男君）

お答えいたします。

24年に接続しましたが、24年の分が入っているかどうかと、ちょっとこちらのほうで今資料を持ちませんので、後ほどよろしゅうございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

あと予算の関係につきましてですけど、一応この金額で言いますと当初予算を参考にした形で出ているかと思われまます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

もう一回中身を精査していただいて、もしやはり決算との25年度の比較の中で、余りにやっぱりこういうふうに差額が大きく出るようであれば、やはり補正関係で修正をお願いしたいというふうに思います。

次に――あと何分ですか、あと14分しかないですね。そしたら、もうぼんぼんと飛ばします。

155ページ、18の備品購入費の中でAEDの購入、これが茶業研修センターで購入されたのは17万4,825円だったんですよ。ところが、ここでいくのは24万4,650円というふうにやはり違うんですよ。多分、購入した中身が違うんだろうとは思いますが、この中身

の違いというものをお教え願いたいと思います。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（井上嘉徳君）

お答えします。

備品購入費のAEDについてでございますが、茶業研修センターと公園では金額が違っております。公園費では24万4,650円で購入した形になっておりますが、これにつきましては、このAEDの機種が2種類ございまして、FRxというのとHS1というのがございますが、公園に導入しておりますのはFRxのほうでございまして、これはHS1に比べて防塵防水性があるということで、屋外での使用が想定される施設については、こちらのFRxのほうを採用しているということで金額的に高いほうとなっております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

はい、わかりました。

次、162ページの報酬なんですけれども、外国指導助手の方が当初予算で360万円計上されてありました。決算が396万9,000円というふうに約37万円大きくなっているわけなんです。それで、25年度の当初予算を見たときに、外国語が2つに、合計しても、助手の分を合計しても363万2,000円というふうになるわけなんですけれども、この396万9,000円というふうに増額になった理由というのはどういう理由なんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（江口常雄君）

お答えをさせていただきます。

360万円からふえた分の36万9,350円というのは、税の分でございます。税金です。所得税と市県民税ですね。これが免除が2年間だけということでありまして、毎年税務署のほうに申請を出してありまして、23年分のときには何も言われなかったけれども、昨年、2年で切れていますよということで、さかのぼって22年分、23年分、それと市県民税の23年度、24年度ですね、その分を納めるということで、最初の8月の流用分で27万5,700円、あと2月になっての流用分で9万3,650円を納めております。流用元は教職員の健康診断からなんですけれども、一応流用じゃなく予算でというお話かもわかりませんが、滞納督促手数料ですかね、というのが生じないようにということで、緊急の場合ということで流用させていただいたということでございました。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

はい、わかりました。

そしたら、25年度については、その分は発生をしないというふうに理解していいのかですね、それとも、それまで含めた今回の25年度の予算というふうに理解していいのか、その点だけお答え願いたいと思います。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（江口常雄君）

このことでまた協議をしておりましたけれども、今年度分また税は発生します。それで、12月かに税額を大体決めて補正をお願いするということになるかと思えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

次、行きます。

あと9分ですね。165ページ、事務局費の役務費、この中で教育費督促の手数料が執行されていなかったわけなんですけれども、この点についてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（江口常雄君）

お答えいたします。

もう内容、経緯については十分御承知だと思います。24年度に限ってなぜ執行しなかったかということでございますけれども、23年度は幾らかの成果がっております。それで、24年度は弁護士に相談をしに行っているわけですね。23年度も24年度も1度ずつこのことに関して相談をしているわけなんですけれども、23年度に相談したときと24年度との時効に関しての弁護士の見解が若干違っていたということで、運営委員会で協議をされております。それで、時効が最初23年度に聞いたときには10年でいいだろうと、取り扱っていいだろうという話でしたけれども、昨年聞いたときには2年、給食費については、ネット等で調べてもどこでも2年で取り扱っているようなんですけれども、そういうことで、これの支払い督促をしたときに、相手が異議申し立てをしたら裁判をしなくてはならなくなるわけなんですけれども、そうしたときに、ほかの債権まで、ほかの3年以上の分についてまで請求権をなくすということ

があるのではないかということで、運営委員さんからちょっと消極的な意見が聞かれて慎重に行いなさいという話があったそうです。そういうことで、ちょっと、協議は何度もしてあるんですけども、そういうことと、去年は、ちょっとこれは弁解になるんですけども、給食センターの合同の話でなかなか時間がとれなかったということでございます。

以上です。（「わかりました。なら、もう12時になりましたので、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで神近勝彦議員の質疑を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（太田重喜君）

それでは、休憩前に続き、議案質疑の続きを行います。

16番平野昭義議員の発言を許します。

○16番（平野昭義君）

質問をする前に、一部順番の変更をお願いします。

とりあえず税関係で39ページと40ページと……

○議長（太田重喜君）

マイク。

○16番（平野昭義君）

39ページ、市民税と、40ページの入湯税と、それから、215ページの国民健康保険税のほうに、そういうふうな順序で行きます。よろしくをお願いします。

とりあえず、まず市民税について、現年課税分と滞納繰越分についてお伺いしておりますけど、非常に毎年のことですけどなかなか収納対策が大変ということになっております。それについてまず税務課の担当にお伺いしますが、県下でいろいろランクがありますけど、嬉野市は県下で大体、今、去年の場合でもいいですけど、何位ですかね、収納の順番。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（堤 一男君）

今の御質問は、市税全般をとりました収納率をでしょうか。（「いや、新聞公表でよかですよ」と呼ぶ者あり）私たちの持っている資料では、10市のうち10位、一番最低ということで理解しております。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

はい、わかりました。

今、言われましたように、10市の中では一番最低と、最下位と。これにつきまして、私は一般質問等でもしたと思いますけど、あくまでもこの収納というのは税の公平とってどなたにも同じレベルで徴収の割合ってあるわけ。それをやったりやらんやったり、あるいは取らんやったりすることは、これはどっちかといえば非常に怠慢とってね、言葉でいえば怠慢と。私が調べたところでは、昨年度分は調定額17億3,400万円に対して収入済額が11億8,700万円と、68.45%、昨年に比べれば2.55%よくなっております。昨年度が65.9%と思います。これにちなんで、私は同じ温泉地域がある場所をちょっと調べてみました。まず別府ですね、別府市は66億4,400万円に対して、現年過年合わせたところは86.97%は別府です。それから、小国町ですね、あそこも同じく現年過年合わせて93.50、武雄市が25億3,000万円 で現年過年で89.40と、それに比較して68.45というのは、なるほど佐賀県で下位だなということは、このパーセントでもわかります。これについて収納対策は、小国町の場合1市6町で収納対策の研修会、合同研修会をやって、それに頑張っていると。それから、同じ小国町で差し押さえについては予告なしにもう真っすぐその家に行くと。ごめんくださいとかなんとか、ごめんくださいはよかです。そいばってんが、前もって来ますよと言わんで、真っすぐ予告なしで行きますよというようなことを聞きましたから、非常に厳しくやっているなど思っただけ聞きました。それについて嬉野市は、そういうふうな収納についてはどのような現在、去年はとってこられましたかね。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（堤 一男君）

差し押さえ等については監査委員さんからの意見書でもある一定の評価はいただいているところですが、実績等につきまして差し押さえは23年度に比べまして2倍以上の差し押さえを行っておりますし、当然納期限内に納めていただく方と、滞納になって差し押さえをしなければいけない方との公平は考えております。それで財産が発見次第うちのほうも処分、つまり差し押さえを行っております。発見され次第、当然行っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

あのほうにも関連しますけど、いろいろこの決算関係で出たですね、こういうような予算とかそういうのが金銭的に対してこの中身についてはやっぱり次の25年度の予算編成につ

いても少しやっぱり頭に入れてもらわんと、決算は済んだわ、あとは知らんでなくしてね、やっぱりこう言われたからこうせにゃいかんと、予算のほうに反映するようにしていかにゃいかんと。ですから、私が言うのは、ここに成果説明書にもありますけど、なるほど24年度は滞納処分が256件、それから23年度が130件とほぼ倍近くの実績ありますけど、まだまだ先ほど言われましたように、佐賀県で最下位ということは、よその県はまだ頑張っていると、よその市町村はですね、そういう点についてはもう少し何か嬉野に独特の滞納雰囲気がありやせんかと、そういうふうを感じるわけですよ。この税に関する、関連でも次、後々言いますけど、それについても似たような話ですから、何か風土かなというふうにまで感じるばってん、いかがですか。余り言い過ぎですね。税務課長、それについてやっぱりもう少し集金に技術とか、あるいは収納対策とか、先ほど小国町のことを言いましたけど、やっぱり近隣市町と滞納について寄って話すとかなんとか、そういうことはしておりませんか。やっぱり今後そういうこととして頑張っていたきたいと思えますけど、そういう計画、あるいは腹中にありますか。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（堤 一男君）

当然、研修も嬉野市は佐賀県滞納整理推進機構にもここ数年来派遣をしておりますし、研修会、それから、いろんな10市の協議会の勉強会、ある一定の評価はいただいているところです。しかし、換価する財産、うちのほうでは預貯金、生命保険の返還金を含めて処分は発見され次第差し押さえを行っておりますから、財産がないということで私どもは理解しております。

以上です。（「今、2回目になるかね」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

3回されましたけど、これは現年課税分、滞納繰越分両方になっておるけん。（「そうですね」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○16番（平野昭義君）

やっぱり、ただ、よそに研修会に行くとかじゃなくして、自分たちが市町の近くの方と小国町のようにみずから進んでそういう意欲で、ただ、研修会に県でありますから行きますというのは、それはただ行くばかりじゃなかばってんが、案外効果が薄いと私は思う。だから、みずからそういう気持ちになって、誰かが主催者になってするということは、これが一番基本じゃなかかと。ですから、先ほど金がないからできないと、しかし、納税というとは公平に固定資産税はね、あるいは普通の税金にも、あの人とこの人と差があるごとなかわけ、前年の所得とかなんとかいろいろ割合にしてそれから公平にしたとが税金と思えますけど、そういう点についてはもう少し真剣味を持っていただきたいと思えますけど、25年度について

は少なくとも鹿島、武雄、近隣と協議するようなそういう意欲はお持ちですか。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（堤 一男君）

私も含めて意欲は十分に持っております。昨年、平野議員からロールプレイングというありがたい方式もいただいておりますから、その気持ちでやっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

現年過年と滞納と両方ありますから、もう少し時間があるそうですから。

やっぱり先ほどあなたが言われたロールプレイングというと、こら、横文字ですけど、こういうことは結局相對してお客様に接する仕方ですね、例えば、営業なら営業に行って、極端に言えば、余りみたんなか犬でも、この犬はきれいかねとか、そういうふうなやっぱり親近感を持つ、赤ちゃんがおられたら、ああ、かわいかねとか、やっぱりそういうふうなことからまず始まると思うわけ。私は市の職員ですよ、きょうはおたくは滞納ですから集金に来ましたというぎん、あった金でも払わんというごたあ気持ちになってしまうと思うわけですよ。ですから、そういうふうな一番原点といたら、それがロールプレイングの基礎じゃないかと思えますけど、ロールプレイングということは今言われましたけど、実際されたことがありますか。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（堤 一男君）

ロールプレイングというよりうちは、収納課はあくまでも納税をしていただくということですから、あくまでも納税をしていただく方がまず気持ちよく払っていただく、次に、督促、催告を行って、それでも納めていただかない場合は調査をして、もう調査も1人の方に関して金融機関、市内含めて銀行関係が約8行、保険会社も約十五、六社は、1人の方について約二十数件の調査を行っております。それで見つからなければ、どうしても最終手段はそれは家宅搜索という調査もあるでしょうけれども、そこをある程度の調査を行いまして差し押さえをとるという手段をとっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

今、地域づくり課・結婚支援課がありますけど、あそこにサポーターの人がおられますが、非常に事務の人の話聞きは優秀な人がおられますね。ということは、なかなか相手を引きつけるというですかね、あるいは引き寄せるというかね、まずその入り口からやっぱりはっきりしたその門戸を開くと。かたくなになってしまえば、これはなかなか開かんわけですよ。ですから、特に収納嘱託員ね、ただ収納嘱託員は回覧板文書で任命しましたということであってはいかんけん、私は収納嘱託員はほかの嘱託員とはちょっと変わったね、やっぱりまず立候補する人、私がしましようかということで、公募もよかばってん、私はそういうふうなことをせんと。ただ、公募しましたから皆さんに公平にて、その仕事によってはやっぱりそれでは余り効果ないと思いますから、それについて市長はどう思いますか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今、御発言の嘱託で御勤務をいただいている方につきましても一生懸命努力をしていただいておりますのでございまして、常に私どもの職員と連携をとりながら努力をしておりますので、収納課のいろいろ考え方については十分理解をいただいているというふうに思いますので、ぜひ成果が上がるように努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

次に移ります。

入湯税ですね、そのことについて滞納繰越分で23年、24年の228万1,064円、これは私が何回でん見たばってんが同じ金額ですから、その計算、いわゆるトータルの仕組みの考え方はどういうふうにしてこういうふうと同じ金額になるのか、その辺ちょっと収納未済額の一番右の欄を見てもらったらわかるでしょう。去年のとと、ことしのとと同じ金額になぜなるかなど、それちょっと第1点。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（堤 一男君）

これは23年度、24年度とも1事業者の分ですから、そのまま繰り越しを行っているというところ。（「1事業者」と呼ぶ者あり）ちなみに処分を行っております関係で、これは不納欠損も行えないという状況です。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

この入湯税についても、私もちょっと調べてみました。嬉野では今言うように入湯税のほうも不納欠損は出ておりませんが、いわゆる未済額があるということです。武雄もちょっと調べてみたら、武雄は入湯税は未済額はありますけど——いや、収入済額が2,182万円、結局入ったお金ね、それからいわゆる未済額、滞納というですね、ゼロ円、100%というかな、武雄。それから、別府はいわゆる調定額に対して収入済額は2億円、調定額が3億円、収入済額が2億9,000万円、もうほとんど99%ぐらい入ったということになっております。それから、これは課長にちょっと特にまたお願いばってんが、お尋ねしますけど、入湯税についてね、入湯税というとはどういう性格のものか。まず入湯税というとは私から考えれば消費税、どこに行っても店に行けば今はレジでやらんとかやるとかなくして、消費税5%ついておるでしょう、しかし、入湯税の集金のほうはよくわかりませんが、この入湯税のいわゆる税金の性格ね、どういうふうに理解しておりますか。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（堤 一男君）

これは特別徴収義務者であられる事業所が預かりという形で翌月に申告をしていただいて納めていただくと。あくまでも支払っていただく方と払うべき方が違いますけれども、預かっている税金だと考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

それはあなたの申されるように私も思いますけど、これを悪く言えば、もし入湯税を脱税すれば、普通の商品を買えば消費税ですね、どんな性格でと言えば横領罪に当たるとよ、そういうふうに私は感じたわけ。ですから、そういうふうな横領罪ということの意味も含めたいわゆるその関係者、旅館とか、あるいはそういうふうなとをされるころの店には、やっぱり教育もせにゃいかんと。ただ、税金と思われるぎね、なかなかやりとうなか人が多かばってんが、あなたがやらんぎ、これ横領罪よというふうな言葉も一口かめば恐らくその方もほかのものは払わんでもそっちのほうを払ってこられるというふうに思いますから、この入湯税が未済額とかなんとかなるということ自体が、ちょっと余りナンセンスで非常識と思うわけです。

そいぎ、これについても先ほど言った普通の市民税、固定資産税と同じような立場でおら

れると思いますけど、このことについては今、嬉野で特別に入湯税に限って何か変わった集金方法、あるいは納める方法、収納体制はどういうふうにしておられますかね。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（堤 一男君）

基本的には現年度の分は現年度で納めていただいております。翌月に申告をしていただいて期限までに納めていただくと。滞納になった分につきましては、23年度、24年度とも繰り越されましたけれども、日掛けでもといただきますか、やりくりをしていただいて滞納になった分については納めていただいております。これはあくまでも一事業者の分ですから、この230万円というのは一事業者の分ですから、これにつきましては、代表者の方と今現在協議といたしますか、早急に納税を、完納をお願いしますということで話し合いをしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

3回済んだですから、次に、10ページの、決算書の215ページになりますけど、国民健康保険税ですね、これ国民健康保険税を見てみた場合は、調定額の28%が収入未済額となっているが、具体的な説明をお願いします。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩します。

午後 1 時18分 休憩

午後 1 時19分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

平野議員。

○16番（平野昭義君）

それでは、私がちょっと誤解しておりました。すみません。

次に、企業誘致費、旅費、交際費のことについてお尋ねします。

そこに文書に書いておりますが、この企業誘致については17万円余りの旅費と、それから企業訪問が9,000円ぐらいでなされております。これについて、いつどなたがどこに訪問したか。また、その記録についてちょっとお伺いします。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（田中秀則君）

お答えいたします。

いつ誰がどこに訪問したのかと、それから、記録の内容については今後生かせるように保管をしているのかという御質問でございますけれども、順を追って説明を申し上げます。

まず、昨年の5月9日に、長崎県の大手カメラの会社ですけれども、そこに部長以下4名訪問をしております。それから、10月になりますけれども、10月26日でございます。そのときは関東地区でございますけれども、まずは健康食品関連の会社、それから、メガソーラーの会社、それから計測機器の分の会社に職員が2名、それと佐賀県の首都圏営業本部というところが一緒に同行していただいて、2名同行していただいております。それから、10月29日でございます。10月29日には1社でございますけれども、そこは建設会社でございますけれども、そこは職員2名と佐賀県の首都圏営業本部の2名の方に一応同行していただいております。それから、2月1日でございます。2月1日には関西の方面ということで兵庫県のほうの伊丹市というところの住宅設備関係の製造会社を訪問しております。それについても2名と佐賀県の関西・中京営業本部というのがございますけれども、そこから1名の御同行をしていただいております。そのほかに、あと財団法人のほうで企業関係の調査機関というのが、そこも佐賀県の首都圏営業本部とか関西・中京営業本部とかの方と一緒に同行していただいて、そちらのほうにも出向いております。

それで、あとその書類の保管ということでございますけれども、当然出張した暁には復命書というのを全部作成いたします。その中でいろいろな反省と感想を書いていただいて、これについては厳重にファイリングシステムによる保管をしておりますので、次のときに行かせるような形をとっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

内容については復命書があるとのことですから、後で私に復命書を見せてください。いいでしょう。

そして、今の言われたように、何カ所でも行ってもらっておりますけど、そういうその努力に対して不用額までであると。この努力に対して余りお金使こうとらんねというふうな気持ちするんですけど、今の37万9,000円、こういうふうに5カ所も6カ所も行って足りたわけですかね。それとも、不用額の理由を教えてください。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（田中秀則君）

お答えいたします。

この関東地区に際しましては、ふるさと会というのがございます。関東ふるさと会、それからふるさと吉田会と、関東のふるさと吉田会というのがございますけれども、それに合わせて出張をいたしまして、その後という、翌日か前日に一緒にできるだけ節約をしようということで、その後に、その前にということで訪問をさせていただいている関係上、不用額が残っているということです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

それぞれ努力はされておられますけど、あなたの団体で行かれたその感触、来年か再来年かなんか一つのめどがついたなど、今、特にメガソーラーが非常に人気が多いですけど、何が一つでも嬉野市に持ってこられるという、そういうようなことはありませんか。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（田中秀則君）

私がそこに直接は、うちの職員が訪問しているということで、その復命書を見る限りでは、当然、今、吉田地区にメガソーラーが工事が入っておりますけれども、その今後のスケジュールの状況とか、それから、いろいろ今の概要について聞きはするとですけども、なかなか今の経済状況の中で、なかなか工場の立地の動きは鈍いというふうな情報は聞いております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

次に、委託料ですね、健康増進のところですけど、ここでたまたま成果説明書の147ページを見てごらんになったらわかりますけど、このことについてちょっと私が質問したかとか、これは医療機関が嬉野医療センター、嬉野福田クリニック、織田病院とありますけど、これは指定された病院なのか、それとも、どこでもいいのか。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（中野哲也君）

お答えいたします。

健康増進費の脳ドック検査について委託医療機関は毎年指定されているのか、また、固定されているのかという御質問ですが、脳ドック検査のできる医療機関かつ利便性の高い近隣

の医療機関ということで、毎年同じ医療機関にお願いをしておるところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

特別に指定がなかったら、これは私の考えかたかもしれませんが、いわゆる専門病院として武雄にもございますね。そいけん、一般の医療機関の中にも脳関係はありましたけど、武雄にはいわゆる脳外科というところもある専門病院のありますけど、私はできればそういうふうな病院を市民に知らせてもらうともいいじゃないかと。そして、その中でことしは139名が受けておられまして、要精密検査を必要とする人は16人と、うち脳動脈の疑いがある人という人が12人と、ということは、この139人のその後の追跡というですね、何か報告、あるいは何かそういうふうな行かれた方に対する追跡調査あたりもされておりますか。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（中野哲也君）

検査結果につきましては、病院のほうから本人さんに説明も通知もあっておると思いますので、その後の治療をされているかどうかはわかりませんが、その検査の結果については病院と協議がなされているものと思っております。それで、私たちはこちらから、ほかにもいろいろ血液検査までありますので、そういったことで問題があるような方については訪問もしておりますけれども、その程度の対応でございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

この事業の目的の中に、嬉野市は県下でも脳卒中が非常に多いということでもありますけど、大体年間でもし把握されておられれば脳卒中で亡くなられた塩田、嬉野地区の方は何人ぐらいおられるですかね。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（中野哲也君）

脳卒中で亡くなられた方が何人かという資料はただいま持ち合わせておりませんので、後ほどよろしいでしょうか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

次は、129ページの農業振興のことでちょっとお伺いします。

まず、うれしのブランド野菜づくり事業費として33万9,000円ですか、上げておられますけど、私は主に、今この農業にもっと力を入れんといかんじゃなかかと、33万9,000円ぐらいのことで何のできるかなと思うんですけど、そういう点については鹿島のある農家が1農家で年間8,000万円の売り上げがあるという人もおられるし、それから、この間テレビでのことですけど、鹿児島県宮古島でアロエを食材にして刺身をつくるとかなんとかということで非常に好評と、そういうふうな新しい考え方を持っていかにゃいかんと思うばってんが、そういう点については今の予算の中でできるのか、それとも、今後この農業振興にどう考えておられるのか。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（納富作男君）

お答えいたします。

先ほど議員申されたとおり、嬉野のブランド野菜づくりにつきましては、現在ブロッコリーを作付してございまして、その苗代に補助を行っております。もともと嬉野地区でのお茶の端境期と申しますか、農閑期を見越して以前より作付が行われたものと聞いております。23年度から本市のブランド野菜の確立に向けた取り組みとして補助を開始いたしております。取り組み前の22年度に比べまして、23、24年と面積がふえておりますけど、これにつきましては一定の効果があつたものと思われまふ。ただ、先ほどおっしゃられた1,000万円単位ですな、アロエとかなんかそういうのを含まますと金額的に違つてくると思ひますけど、ただ、嬉野産のブランドという形でつくつていきたいと思ひますので、今後も拡大していく形で持つていくように、技術面も含めまして持つていって収益を上げていくという形で考えておりますけど。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

今、TPP問題で非常に農業は危機的な状態にあるんですけど、私は余り悲観せんでもいいと思ふともあるわけですよ。なぜならば、日本は非常に技術がうまくて、いわゆるその農業も中国の農業と比べれば非常に性能も高くて安心してよかと。そういうふうなことで、逆に中国に輸出するような農産物を研究することも大事かと思ふわけ。ですから、ある団体から勧められたから、補助金があるからと、そういうふうな甘いことじゃなくて、もう少し本格的に本気になって大学の農学部とか、あるいはそういうふうなこといろいろ手を組んで行

政がそのお手伝いをすると、それについてはやっぱり予算も少なくとも要るだけ使うと。それは予算も限りがありますけど、腹いっぱいね、ほかの産業に比べれば農業はちょっとというぎにゃ、1万円から見れば500円ぐらいの問題の、そういうふうな程度の予算のごたあけん、そういう点では、課長、もう少し専門的にね。香港は今でも規制管理をなくした農業政策をお持ちじゃないですか。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（納富作男君）

お答えいたします。

今回のブロッコリーにつきましては、一応市内の農協あたり、あるいは県の普及センターあたりの専門員と協議しました中でブロッコリーという形で持っていったものと思われま

す。先ほど議員申されましたとおり、いわゆる以上の専門家となりますと予算面もつきま

すけど、その辺につきましては、農協、普及センターあたりと指導と申しますか、情報を得ながら持って行って検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

私が申し上げるのはね、市の担当課として農協に無くして、私は農協を使うよと、そういうふうなノウハウを持っていただきたかわけ。そうすることは最も勉強せんばいかんと思うわけよ。思いやる農作物については100冊でも本を買おうと、そういうふうな努力を。そしてまた、よそのいろいろなことも調べて、いずれにしても、畑でも1反の畑が今までの所得の10倍になったよというふうな、そういうふうな方法もやり方次第であると思います。ただ、農協が左向けと言うので左じゃなくして、もう少し行政のあなたたちのノウハウを生かした考え方、ですから、さっき言うたように、佐賀の農学部とか、あるいは農林水産省とか駆け込んで、もう少し一歩皮をむいた農業政策、そうしないと塩田は大変になります。もうそういう点で納富課長、しっかり、あなたはね、じきじき農家の大先輩ですから、もう一度最後のよか答弁をお願いしますよ。

○議長（太田重喜君）

産業振興部長。

○産業振興部長（一ノ瀬 真君）

ちょっとお答えいたしますけれども、もちろん農業には若手の方の後継者というのを育てるといのが1つございます。それともう1つは、例えば、高齢者の方でもできるような農業ということで、この委員会の中でも話しておりますけれども、例えば、高齢者の方でも扱

えるような軽い野菜ですね、葉物ですかね、そういうのができないかということで、例えば、富士町あたりに廃校を利用して水耕栽培をされておられるようなところもございましたので、昨年ちょっと視察に行ってまいりましたけど。確かにああいう、意外と設備費にはかかりま
すけれども、労働力は余りかからないというような設備もございましたので、そういうふう
なところも含めて、今後その高齢者の方たちにも頑張ってもらえるような、そういうふうな
農業も一つの手として考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

はい、ありがとうございました。

最後に、203ページの社会文化会館の件ですね、これについて、今御存じのように頑張っ
てもらって中学校、社会文化会館ができておりますけど、工事がありますけど、これについ
て、周辺整備でいろいろ事業をされると聞いておりますが、その周辺整備はどういうところ
をどういうふうにやられるのか、まずそれをお願いします。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（田中秀則君）

お答えいたします。

先ほど申されましたとおり、社会文化会館、それから中学校と並行しながら、その周辺の
中央公園を主となる今、園路と駐車場の整備を済ませております。平成24年度については、
園路が幅6メートルの延長240メートル、それから駐車場の、ぷらっとの横から周辺、裏手
側のほうまで回ったところの駐車場が123台分を整備しております。そのほかに排水溝とか、
フェンス工とか、舗装工等やっておりました。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

社会文化会館のほうには何か基礎のほうに昔の袋あたりの堤防の石積みかね、ああいうと
が災いして少し工期がおくれるというふうに聞いておりましたが、大体、進捗状況は今のと
ころ何%か。その進捗状況わかれば教えてください。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

社会文化会館の進捗状況でございますが、8月末時点で14.1%となっております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

今14.1%が8月末と申されましたけど、あと80%以上ありますけど、結局は来年のある月に完成しますが、特別にこの社会文化体育館についての今後の災いというのですかね、それとも不備があるとか、そういうふうなことがなかったら順調にいくと思いますけど、来年の夏前ぐらいとも聞いておりますけど、大体完成時期はいつごろですかね。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（田中秀則君）

以前の議会の中でも申し上げましたですけれども、議案質疑の件だったと思いますけれども、2カ月ぐらいはおくれるということで以前答弁をしておったと思います。

以上です。（「これで終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

ここで先ほどの4款2項についての1目の健康増進についての追加答弁がございますので、これを許します。健康づくり課長。

○健康づくり課長（中野哲也君）

先ほど脳卒中の死亡者は何人かという御質問がありましたので、脳卒中といいますか、脳血管疾患の死亡者、平成21年が53人、平成22年が44人というデータがございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

これで一応平野議員の質疑を終わります。

次に、11番田中政司議員の発言を許します。

○11番（田中政司君）

それでは、通告書に従いまして、質問をしていきたいというふうに思いますけれども、まず、私は一般会計の決算認定ということで、議案第92号について、まず58ページの貸付収入、

土地建物貸付収入でございますが、これに関しましては、当初予算、決算、そして次年度の予算というところで見てみますと、非常にぶれというか、数量に非常に大きな違いがあるわけなんです。特に予算、決算で違いがある九州電力佐賀支店、あるいは塩田工業高校の官舎の跡、九建佐賀支社の収入等についてのまず詳細な説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（井上嘉徳君）

お答えします。

1番目の九州電力佐賀支店ということでの増額の説明でございますが、これにつきましては、九州電力佐賀支社から鉄塔の移転建設に伴い、市有地の電線路仮設契約を締結したものでございまして、鉄塔を移転するために電線路のところのその部分の、通常言うたら地役権とかいうことであろうかと思えます。（「地上権やろう」と呼ぶ者あり）地上権、そういう形でその部分の電線路の部分について、電線路が必要とする期間を1,335,312円ということで契約を締結したものでございます。

それと、塩田工業校長官舎の件でございますが、これにつきましては、平成24年の2月に市有財産、要するに建物を倉庫として利用したいということで、借り受けの申し出がございまして、賃貸借契約を締結したものでございまして、2カ月分の収入ということになります。

それから、九建佐賀支社の件につきましては、先ほど九州電力の部分がございましたが、九州電力がこの九建に作業をお願いしているわけでございますが、この鉄塔工事のために必要な作業用道路用地、この部分についての借地料としての金額を契約し、いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

大体わかりました。ということは、じゃあ先ほどの地上権というのか、そのときだけで継続ということじゃないわけですか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（井上嘉徳君）

契約の内容についてでございますが、契約の日から九州電力がその電線路を必要とする期間ということで、ずっと継続で1,335,312円で電線路がある限りこの金額で終わりということでございます。（「終わり」と呼ぶ者あり）電線路がある限り、ほかには入ってこないと

いう、この金額で終わりということでございます。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

要するに一番当初に、もうずっと使いますよということで、1回だけの入金だということですね。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（井上嘉徳君）

1回だけの収入で電線路がある限りはずっとそのままということでございます。（「ということですね。わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

次、63ページの教育費の貸付金元金収入、収入未済額の6,139,075円というのが奨学金で上がっておるわけですが、これにつきまして、当初予算1,250万円ということで、調定額1,900万円、収入済額1,300万円という、約ですけど、という数字が出ておるわけですが、この収入未済額についての詳細な説明というものをお願いしたいというふうに思います。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（江口常雄君）

詳細というのがどこまでかあれですけれども、件数は全部で573件です。実人員としては27名になります。平成24年度収入予定分、いわゆる現年度分と言える分については、1,647,475円、これが119人分です。対して、過年度分の計が4,491,600円、454件の19人分という内訳になります。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

非常に苦しい中に、こういう奨学資金制度ということで、高校、大学、非常にいいことだというふうに思います。しかし、全国的にそうなんです、非常に卒業しても就職できないとか、いろんな状況で滞納がふえているというふうなこともあります。嬉野にとってはある程度いいのかなというふうには感じはするんですが、そういう中で、現年度164万円、過年度440万円というふうな、今たしかお答えだったろうと思います。最後の小さい数字はわからなかったんですが。そういう中で、ここの条例を見ますと、いわゆる市長が認めた場合と

どうか、規則の中にあるわけですね、その猶予というのがですね。条例があつて規則があります。規則の中に、要するに市長が認めた場合はこの限りではないといひますか、返還というのが猶予ができる。そこら辺で、じゃあこの過年度分について、いわゆる認められた繰り越しなのか、それとも徴収しなければならないというか、支払わなければならないのに、もう支払われていない数字なのかという点についてはどうですか。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（江口常雄君）

御承知のように、返済をするときには、本人と協議をして金額を決めてするわけですが、そのお約束が守られていないという、単純に未納ということではないかと思ひます。先ほど市長と言われましたけれども、この事務に関しては、教育委員会に委任がしてありますので、読みかえて教育委員会と、委員長ということになるかと思ひます。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

先ほど、要するにここで貸与条例の第6条で、「奨学生であった者は、学校卒業後1年を経過した後、15年の範囲内で、規則で定める期間以内にその全額を返還しなければならない。ただし、市長は、」とここであるわけですね。「ただし、市長は、特別な事由があると認めるときは、返還を猶予することができる。」というふうに第6条ではなっております。猶予というのが、要するにどういふふうなあれなのか、これは市長が特別に認めるということだろうと思ひますが、そうじゃなくて、そういう申請はなくて、いわゆる返還ができていないということだろうというふうに理解します。そういう中において、いわゆる契約書というのを交わすわけですよ。借用書、契約書とここにありますよ。様式第4号、第5条関係。契約書が嬉野市教育委員会教育長様宛てに契約書というのがあります。その契約書の中に、いわゆる連帯保証人というのがあるわけですね。その中に貸与を受けた奨学資金は指示されたとおり間違いなく返還しますというふうな、いわゆる連帯保証人の印鑑を押した中でそういう契約書があるわけですよ。そういう中で、要するに本人が返還できないといった場合に、じゃあその保証人あたりとの関係、今後これがずっと当然それは返してもらわなければいけないわけで、交渉はしていかれるというふうに理解はするわけなんです、そこら辺の連帯保証人との関係がどうなるのか。この条例の中に、そこら辺の連帯保証人に対して返還を求めることができるのか、そこら辺の条文がうたっていないんですよ、規則でも。そこら辺について、どういふふうにご考慮されるのか、お聞きをします。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（江口常雄君）

連帯保証人の責任については、織り込まなくても法で連帯保証人とはどういうものかというものが多分あったかと思いますが、民法かなんかにね。民法だと思いますけれども、そのことはそのこととして、御承知のように、これは制度を始めてからずっと残ってきたものですが、一応、連帯保証人にも催促はいたします。借りた人の状況もお伺いしますが、いろいろそれぞれ事情はあるかと思いますが。私もまだ娘の借りたのを私が返してやっているということもありますけれども、そういうふうにしていろいろ個別の事情を聞きながら、それぞれ相手がここに請求をしてくださいますというところに地道に請求をしていかななくてはいけないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

わかりました。

次に移ります。次が、65ページ、66ページの雑入についてです。

まず、市報送料負担金の詳細説明ということで、これについて質問をいたします。説明をお願いします。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（田中秀則君）

お答えいたします。

市報の配布閲覧は各戸配布、または市内の事業所に配布をしておりますけれども、また嬉野市のホームページでの閲覧もできます。その中で毎年、市報の4月号に、市報の年間講読の御案内という記事を掲載しております。その中で希望者が年間郵送料をあらかじめ納付していただければ、郵送で市報を送るところでございます。それで、あと前年度ずっと過去に定期的に講読をされている方については、事前に市報郵送希望者リストというのをもとに案内を差し上げます。あわせてまた新規希望者があれば、またその分で追加をさせていただいております、通常の定形外ということで、120円の12カ月分ということで、1,440円でございますけれども、それで購読者が15名いらっしゃいます。それについては、関東、関西にいらっしゃる方でございます。その合計で、その21,600円という金額になっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

全部そしたら、いわゆる関東、関西の嬉野会といいますか、吉田会とか、そういった方、あるいはそういう関連の方だろうというふうに理解していいわけですね。

そういう中で、先ほど企画企業誘致の中で、後に関連するんですが、いわゆる進めていく中で、果たしてこれを、例えば無料ということはどうなのかわかりませんが、要するに15名の方にやるよりも、ある程度そこら辺、市報を希望者に発送する、しかし、そのかわりに企業誘致等のヒントをいただく、アンケート調査を行うとか、なんかそういうふうな形で、これだけ2万1,000円年間講読料をもらって、ただ送るだけじゃなくて、何かそこら辺に企業誘致とか、あるいはふるさと納税とか、そういったヒントを与えられるような、そういう仕組みのほうに変えていったほうがいいんじゃないかなという気がするわけです。企業誘致のお金も使い切れていない。そういう中で、市報を2万円かそこらのお金を負担をしていただくよりも、関東嬉野会、あるいは吉田会、それで大阪、そこら辺いかがですか、そういう考え方というのは。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（田中秀則君）

お答えいたします。

関東ふるさと、関西ふるさと会ですけれども、ふるさと会には我々企画企業誘致課職員、大体全て行っております。その中で先ほど申し上げられたふるさと納税、それから企業誘致、その件については、いつもその願いをしております。また、そのときには、この講読者以外にもそのときの市報をふるさと会の会員さんにはその月号を配布しておりますので、そのあたりは十分に承知をして行っているつもりでございます。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

何か一般質問のごとなってしまうばってんが、結局、利用をもう少し、この2万1,000円の収入をここで、わかりはしますけれども、もっとお金を使ってでも、やはりそこら辺の有効的な市報の活用、あるいは議会だより等々を毎月送ってやるぐらいのやり方というのはぜひ考えていただいて、そのかわりそこでサポーター事業みたいな、要するに嬉野サポーター支援とか、そういった形で何かバックできるようなやり方、仕組みをぜひ考えていただきたいと思いますということだけはお願いをしておきます。これ毎年毎年、こういう15名かそこらの予算だけでするよりも、そしてふるさと会も年に1回でしょう、そのときだけでしょう。そういうことでもう少し考えていただきたいと思いますということだけお願いをしておきます。

次、移ります。生活保護法第63条及び第78条に基づく返還金及び徴収金についての詳細説明ということで、ここに66ページですかね、雑入で上がっています。これについての説明を

求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（神近 博君）

お答えをいたします。

決算書66ページ、雑入、収入額の7,846,085円についての御質問でございます。

生活保護法第63条でございますけれども、被保護者が窮迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、実施期間の定める金額を返還しなければならないとなっております。例えの例で申しますと、交通事故等の賠償金、また年金の遡及受給分、傷病手当金等でございます。不正の意思がなく遡及して支払われた金品のことでございます。

なおまた、生活保護法の第78条でございますが、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合、いわゆる不正受給でございます。この例では、給与収入未申告とか、年金収入未申告等がございます。いずれにしましても、第78条は収入を意図的に隠して保護を受けた場合でございます。

金額の御説明ですが、収入額で7,846,085円、合計の194件でございます。内訳でございますが、第63条で7,564,231円、第78条の分が281,854円でございます。第63条が173件と第78条が21件となっております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

第63条が多くて第78条が少ないわけですね。私、ここら辺ちょっとあれなんです。要するに不正の意思がなくということは、本人が不正の意思がなく、知らなくて受給をしていたという場合は、じゃあどうなるんですか。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉野昌生君）

本人が知らないとか、知ってとかというレベルじゃなくて、第63条、本人が、例えば、年金の請求権があるにもかかわらず請求をしてなかった。そういうことをケースワーカーが日ごろの活動の中で確認をします。その遡及の請求手続を行わせて受給をして、その分を既に受給をした生活保護費に該当する部分は返還をいただくという趣旨が第63条の返還金の制度でございます。

第78条に関しては、これはもう明らかに就労の給与収入とか、あることを隠した上で生活保護費を受給していた。県内でもそういう事実で刑事事件に発展して返還命令というか、裁

判で受けたようなケースがありますが、ほとんどが第78条のケースであります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

わかりました。

そういうことならば、ちなみにお聞きをいたしますけれど、要するに第78条関係、要するに意図的ということに対して、どういうふうに対応されているのか。県内で嬉野という自治体がどういうふうなぐあいなのか。例えば、21件という数字が非常に多い数字なのか、そこら辺について説明できたらお願いしたいと思いますけれども。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉野昌生君）

県下の第78条の状況、きょうはちょっと持ち合わせておりませんので、後ほど報告をさせていただきますと思いますけれども、いずれにしても、ケースワーカーのふだんのケースワークの中で、収入申告については強力に指導をしておりますので、この返還金の額、来年はもっと多額の金額が出てくる報告ができると思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

もう時間もどんどん過ぎていきますので、とんとんやっていきます。

次、76ページの財務会計システムリース料の大幅増、これの詳細説明ということでお願いします。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（井上嘉徳君）

お答えします。

この件につきましては、予算計上額は57万4,000円ということで、決算で94万8,836円でございます。これにつきましては、平成24年度から新財務会計システムを稼働させたところでございますが、この予算を作成する時点では、平成23年の決算終了までは旧財務会計システムが必要ということで、この分の7カ月分の再リース料を57万4,000円計上しておったところでございます。

ところで、この旧財務会計システムを平成23年決算のため稼働させてみたところ、当初予

算編成時には、もう一方増設された旧財務会計システムでございますが、この部分については、財政担当だけでよいのではということ、予算要求しておりませんでした。しかし、全職員のネットワークがやっぱり必要だということが判明したものですから、早急に稼働させる必要があったということで、財政課ながら予算流用で対応し、再リース契約を締結したものでございます。

以上のようなことで、ちょっと大幅な増額という形になっております。以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

また後で聞きます。

次、企業誘致については、先ほど質問があつておまして、大体のことはわかりました。そういうことで、1点だけですが、要するにこれだけ関東ふるさと会に行つてやったんだけど、結果的には今のところなかったということによろしいですか。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（田中秀則君）

先ほども申し上げましたとおり、各企業を訪問した限りでは、今のところは先に進出するというのは非常に難しいということはお答えとして返ってきております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

私、先日、産建のほうで視察に行きました薩摩川内市あたりが、いわゆるふるさとサポーター支援制度かな、そういう形でやっておられます。ぜひあそこら辺参考にして、いろんな、とにかく、ただあそこに来られる関東ふるさと会のメンバーだけじゃなくて、いろんな方にぜひできるような、先ほどの市報の話じゃないですけど、ぜひそういうやり方を研究して、1社でも2社でも呼んでくるようなぜひ努力はしていただきたいというふうにお願いだけはしておきます。

次、移ります。

81ページ、情報管理費の委託料ですが、これ無線LANなんです、無線LANのリースポット、これは100万円たしか予算があつたわけですが、29万6,000円ということで、非常に減額になっているわけなんです、ここら辺の効果等についての説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（田中秀則君）

お答えいたします。

その理由としては、W i - F i へのアクセスポイント機器については、当初、嬉野市側で機器費用の負担を考えておりました。そういうことでありましたが、それで100万円ぐらいの当初予算ということにしておりましたが、C A T Vの会社側でケーブルインターネット加入者に対するW i - F i サービスの提供を検討されていたため、アクセスポイント機器について、C A T Vの会社で設備投資をして購入いただいたことということもあり、その分の費用負担が不要となったところで大幅減につながったということでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

大体わかるんですが、結局、市内4カ所、塩田庁舎、嬉野庁舎、公会堂、シーボルトの湯ということで4カ所なんですね。100万円予算を組んでいた。そういう中で、例えば、公会堂だけじゃなくて体育館だとか、あるいはその他の公共施設ですよ。そういったところもじゃあ100万円予算があるんだから、C A T Vさんにただ安くなったというだけじゃなくて、市民サービスの向上、あるいはフリースポットの増設ということを考えれば、そういう点は考えられなかったのか。そこら辺いかがなんでしょうか。ただ初めから4カ所に決めていたから4カ所だったのか、それとも、どうせそれぐらいなら、そんなことできるんなら、じゃあいろんな人が集まる体育館だとか、特に体育館なんかは、今回もなぎなたとか、いろいろあったわけですよ。そういうところで動画を撮って、W i - F i を使ってインターネットの発信をするというふうなことも、W i - F i の施設があれば容易にできるわけですよ。そこら辺考えられなかったのか、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（田中秀則君）

この時期が、幾らかちょっと遅くなったところで、その後の効果の面というところでも、まずちょっとはつきりまだしなかったもので、そのときにはちょっと今の現状の4カ所ということにしておりました。しかしながら、先ほど言われたとおり、後でそういう要望もお聞きは確かにしておりました。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

そういう要望があったということですね。効果についても、非常にいいという効果は出ているわけですね。今後、じゃあこれが25年度の予算にはついていないわけですね。無線LANのフリースポットの設置事業とないわけですが、本年度の予算でも。そこら辺、今後どういうふうを考えられるのか、答弁をお願いします。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（田中秀則君）

お答えいたします。

今、その他要望がございますので、それから先ほどの効果としては十分にありますので、そのあたりについては今後検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

次、82ページ、地域振興事業費の中の、ひとにやさしいまちづくり推進協議会ということで、これはたしか非常に減額をされているんじゃないかなと思います。2回で4万5,600円ということですが、ここら辺の詳細についてお願いします。

○議長（太田重喜君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

お答えいたします。

これについては、例年、2回程度の開催予算ということで計上いたしておりましたけれども、24年度においては、健康都市連合への加入という予算も計上いたしておりました。この後、これによります、いわゆるユニバーサルデザインとか、ひとにやさしいとか、そういうふうな関係の総合計画をつくるための協議をお願いするというので、11名の4回分の予算として計上いたしておりましたけれども、2回の開催になったということになっております。この予算について、11名分については、一般の方が7名、県職員の方で2名、市職員2名ということでの11名分です。これを4回分しておりましたけれども、実際は2回とも一般の方から4名ずつの延べ8名ということで出席をいただきましたので、この分の2回分としての報酬を支払ったという結果になっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

非常に11名の4回、7名、2名、2名ということで、一般の方7名が延べの8名しか来なかったということですよ。非常にこれ私から言わせれば少ないといえますか、と思うんですが、今後、この推進協議会というのはどういうふうに持っていかれるおつもりなのか、お聞かせいただきたい。

○議長（太田重喜君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

お答えいたします。

ひとにやさしいまちづくりというのは、市の地域コミュニティも含めまして、推進の柱というふうな部分もあるかと思えます。とにかく嬉野は観光地ということも含めて、市内の方、市外の方含めて、ひとにやさしいまちづくりの推進をしていく必要があるというふうに思っております。したがって、今後においても、協議会の中でいろんな方の御意見等を聞きながら、市政に生かすというような形で協議会にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

104ページ、老人福祉費、この中に源泉のポンプの取りかえ工事というのがあるわけですね、2,677,500円。それと公衆浴場の使用料、これは多分ポンプが使えないことでの措置費だというふうに理解するわけなんです、これが予備費の流用ということで、急を要するというところだったのか、どうなのか。そこら辺について、時期的なもの、そこら辺の説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

ポンプの予算につきましては、ポンプの取りかえ工事及びシーボルトの湯を利用させていただいておりますので、その利用料というふうになります。

それから、このポンプにつきましては、昨年7月7日、ポンプが故障をいたしたところです。それで、早急に取りかえる必要があるということで判断したところございまして、9月議会までには期間があり過ぎたために予備費から充用をさせていただいております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

このポンプって、以前、こういうときのために、いわゆる予備というか、設備を1回ポンプをかえて、それで使えるやつをとっておくというふうな、たしか数年、はっきり私もちよっと前の資料を調べていないものであれなんです、いわゆるこういうときのために、予備のポンプを確保しておくというふうな予算措置がなされたと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

取りかえ事案が出てきたときに、予備のポンプを使うということでもございましたけれども、その予備のポンプも使えなくなっておまして、新しく購入する必要が発生をいたしております。そういう中で、25年度については予備のポンプとして予算を計上してお願いをしております。そういう中で、24年度の段階では、予備ポンプがもうなかったということで、急遽予備費から充用をさせていただきます、執行をいたしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

予備のポンプがあったけれども、使えなかったということですか。それとも、もうそれはなかったんですか。一応そういうときのために予備のポンプを、前たしかそのためにということとあってあったと思うんですよ。それが使えなかったのかどうだったのか。もうそれは使ってあって、もうなかったのかということをお聞きいたします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

もう使ってしまった、ない状態であったということですね。そして1回故障しても修理をして、次に使えるような形にということと考えると、あつたところなんです、それももう故障の程度が激しく、利用することができない状態であったということになります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

次、行きます。

106ページの委託料なんですけど、これについては簡単に、子どもの医療費審査事務、あるいは障がい児保育等の減額に非常に大きな不用額というものが発生しているように見受けられますけど、これについての説明、お願いいたします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

まず、子どもの医療費審査事務でございます。これにつきましては、24年度新しい事業ということで、制度の改正によりまして大幅に伸びる可能性があったということで、1.24倍の伸びというふうに見込んでおりました。この1.24倍につきましては、県のほうと協議する中で出た数字でございます。ところが、実績といたしまして、約7,000件ほど少なくてよかったということになります。当初、3万4,600件ほどを見込んでおりましたが、実績として2万7,500件程度ということになります。

次に、障がい児保育事業の減額でございますけれども、これにつきましては、保育園に障がい児が発生した場合、保育士の加配をするためのものがございます。加配といたしまして、重度、中度、軽度、この3種類の各1名を予算でお願いをしておったところですが、実績といたしましては、中度の方1名に対応すればよかったということになります。そういうことで減額をいたしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

わかりました。要するに子どもの医療費については、1.24倍見積もっていたけれども、それがそんなにならなかったということですね。じゃあいいです。

次、行きます。

次が112ページですけど、衛生費の中の112ページの負担金、補助及び交付金ということで、この中に補助金としてAEDの補助というのがあったかと思いますが、執行されていないわけですが、ここら辺について、多分申し込みがなかったということだろうと思いますが、説明をお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（中野哲也君）

お答えいたします。

平成18年度から市内の宿泊施設の経営者に対しまして、観光客の安全・安心に寄与するため、AEDの設置補助を行ってまいりました。過去6件の設置をしております。平成24年度も申請があれば対応するため、1台の予算を確保しておりましたが、申請があっておりません。過去の状況を申しますと、平成18年が3件、平成19年が1件、平成20年1件、平成21年1件を最後に、平成22年度以降は実績があっておりません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

これについては、宿泊施設への補助金ということですが、これ全宿泊施設にもうAEDは設置されてあるわけですか。そこら辺の把握はできていますか。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（中野哲也君）

お答えいたします。

補助事業で設置したのが6件でございますので、あと単独で設置されている方がどれだけあられるかわかりませんが、設置されていない宿泊施設もまだかなり多数あると思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

ぜひそこら辺は把握をしていただいて、あるのかなのか、これはやはり観光課あたりと一緒に、宿泊施設でAEDが設置されていない、補助金をもらっていないところは単独でされているのかどうかぐらいの点検をやっていただきたいというふうに要望しておきます。

それともう1点が、これ当初予算のときに、例えば、スーパー等の大型商業施設ですとか、そういったところへの、いわゆる宿泊客だけではなくて、商店街等でのいわゆるAEDの設置あたりも考えたらどうですかというふうな、たしか質問をした経緯があります。そういう点で、例えば、宿泊施設でないということはないと思いますけれども、それ以外に、例えば、観光客がまち歩きをされる。そういったときにもしものことがあった場合の、いわゆる商店街への補助等は考えられなかったのかどうか。当初予算のときに、これたしか質問をしたと

思いますけれども。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉野昌生君）

AEDは、確かに緊急の医療機器でありますので、今回、この補助の窓口には健康づくり課が窓口で各宿泊施設に呼びかけをしたかと思いますが、今、御発言の趣旨に関しては、複数の担当課が、所管課があわせて協議が必要な部分があるかと思いますが、今後の課題ということで検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

ぜひそこら辺は考えていってほしいというふうに思います。結局、市がやることで、要するに保健衛生も観光も一緒のことなわけなんですよね、その宿泊施設にやると。ぜひそこら辺は考えていっていただきたいということだけお願いしておきます。

次、163ページに移ります。教育問題ですね。

まず、事務局費の中で被災地支援児童交流事業において、費用弁償でなく普通旅費で減額になって、委託料にこれ回っているというのが、すみません、私、委託料を見損ないまして、ちょっとここで書いておったんですが、いずれにしましても、なぜその辺、委託料に回ったのか。そこら辺の説明だけお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（江口常雄君）

この事業に関しては、当初予算では報償費の12万円、それと費用弁償に163万2,000円、これを予算計上しておりました。それで、教育委員会事務局の職員も同行をしてほしいという要請がありましたので、費用弁償から普通旅費に節内流用で13万6,000円をまず動かしております。それで、職員1人を派遣しております。そして委託料に変えたというのは、今回は交通機関等の手配は旅行会社に全て委託をしております。そこで、1月25日になって、委託料に流用をして支払ったということになります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

もうこれは行かれたわけですよ、24年度ですよ。24年度は、いつこれ被災地支援とい

うことで交流事業をなされたのかというのを。

○議長（太田重喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

24年度は11月29日に出発しまして、12月1日まで。実際の交流日は11月30日でございます。（「11月30日」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

25年度も予算計上されているんですよね。同じように委託料じゃなくて、需用費でなっているわけですよ。今回どういうふうになされるかわかりませんが、去年こういうふうなことで委託料に回されているわけですね。またことしも予算計上されております。非常にいいことで、私も推薦はするんですが、いわゆる私が何を言いたいかというと、去年と同じように、ただ若干の数字を変えただけで、そこら辺の委託料に25年度予算も変わっていないわけですね。11月の段階で実行はされて、やっておられるわけですよ。そういう中で、どうも単純に去年と同じようにいわゆる予算書をつくられているのかなというふうな、今までの経緯を踏まえないで単純にいわゆる事業をやるようにしてやっておられるのかなというふうな気がしたんですが、その点いかがですか。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（江口常雄君）

予算の査定のところと重複するようなところもあるかもわかりませんが、もし今後の執行を見て、組み替えとかが必要があればお願いをしたいというふうに考えていきたいと思えます。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

ぜひそこら辺、もう少し御慎重にといたしますか、やっていただきたいということだけお願いしておきます。

次の学校管理費です。

これ、176と187ページ、いわゆる小学校でのパソコンのリース料、ここで教育関係で不用額が非常に大きいなというふうに私感じたんですよ。率からいけば95%かな、教育費全体です。その中でも、いわゆる利用料というのがあります、利用料、賃借料ですかね、ここら辺が非常に大きいなというふうに思ったわけです。

中学校のここのパソコン料の減額、それに小学校の無線LANのパソコンの校内LANの減額というのが非常に大きいなという気がいたしました。そういうことで、もうここ一緒にいいです。いわゆる小学校、中学校のそこら辺のいわゆる大きな減の要因というのは何だったのか、お聞きをいたします。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（江口常雄君）

お答えします。

旧嬉野町の7校のパソコン教室のリース料のパソコンの更新になりますけれども、当初予算時には夏休みに入札を行って、10月からリースを予算計上しておりました。その6カ月分ということでしたけれども、学校現場と協議をしていくうちに、新しいソフトが間もなく出るという情報が入って、入札を11月に実施をしております。それで、リース開始月自体が1月からとなっておりますので、その分が残として出ております。このことに関しては、減額補正をする時間があつたらうということで、決算審査のときにも御指摘をいただいて、この監査講評の中にも、小学校費、中学校費については学校事務官と連携をとりながら、事務取り扱いの指導をお願いしますという文言で表現してありますけれども、これがそこに当たる部分になります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

決算審査のそこまで詳しくは見なかったんですが、余りにもここら辺が大きくて、ここまでの数字だったら、要するに当然これは補正をかけるべきだろうと。たしか700万円で300万円ぐらい不用額の出とつとかな、というふうな多分数字だというふうに思います。ぜひここら辺は非常に財政的にも厳しい状況ですので、やはりもっと有意義に使える資金といいますか、財源が出てくるわけですね。だから、そこら辺を考えれば、もう少し適切な対応をお願いしたいというふうに強く要望をして、私、これで終わりたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

もう終わっと。（「終わります」と呼ぶ者あり）187ページはよかね。（「もう一緒に今したけん」と呼ぶ者あり）

これで田中政司議員の質疑を終わります。

ここで10分間の休憩をとります。

午後2時31分 休憩

午後2時41分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

先ほどの田中議員の質問に対しての答弁は補足があるそうですので、どうぞよろしく願います。健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉野昌生君）

先ほど生活保護法第78条関係の県下での水準をお尋ねになりましたけれども、第78条関係、徴収金の額が公表をされておられませんので、額でどれくらいのレベルとかという状況は把握ができておりません。ただ、事件に発展するような悪質なケースはありませんので、そのことだけは報告ができます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、7番大島恒典議員の発言を許します。

○7番（大島恒典君）

簡単な質問ですので、15分ほどおつき合ってください。

104ページ、老人福祉センター費ですけれども、先ほど田中議員のほうから質問があつておりましたけれども、使用料及び賃借料、公衆浴場の使用料ですね。これは普通老人福祉センターの利用者数と比べて、とにかくこれは何日ぐらい休館されていたのか、使用できなかったのか、そこら辺だけ。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

先ほどポンプにつきましては、7月7日故障ということで、7月10日から8月31日までの間についてシーボルトの湯を利用させていただいております。この間、1,221人の方が利用いただいております。1人当たり300円ということで決算に上げておりますとおり、36万6,300円が使用料ということで発生をいたしたところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

大島議員。

○7番（大島恒典君）

はい、わかりました。それでも、やっぱり入場者数は、利用者が1,221人、結構多いものですから、その辺の私は何か別の事業されたのかなと思ったわけですよ。余りにも金額が大きかったものですから。そこら辺、要因として考えられることをお願いしたいと思うんで

すけど。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

総額として1,200人ほどの御利用をいただいたところでございます。これによりまして、シーボルトさんのほうからも非常によかったということでお話をお伺いいたしました。

以上です。

○議長（太田重喜君）

大島議員。

○7番（大島恒典君）

はい、わかりました。シーボルトの湯は誰でも行きたかったということで判断しております。

次、133ページ、農業農村整備費の修繕料につきまして一応説明をいただきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（納富作男君）

お答えいたします。

修繕費の中の排水機場の修繕料ということでございますけど、排水機場の修繕料は24年度、207万3,750円となっております。3点ありまして、1点目が下童の排水機場の主ポンプ盤の修理で、これが8万5,050円、それから2番目が大牟田の排水機場の3号ゲートの修繕料で18万2,700円、それから3点目になります。これが大きいんですけど、同じく大牟田の排水機場内の直流電源盤内の蓄電池の交換といたしまして180万6,000円、合計で207万3,750円となっております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

大島議員。

○7番（大島恒典君）

私は勘違いしておりました。これは排水機場3施設の――4施設ありますか。これの1年間のメンテナンス部分のあれかなと思ったわけです。それはいいですけども、財政課にもお伺いしたいですけども、需用費における修繕料の考え方。金額的に私としては、修繕料というと軽微な金額と思っておるわけですけども、これが修繕料として、市では金額としては決めてあるのか。修繕料は幾らまでという形で決めてあるのか、そこら辺だけお聞き

したいと思えますけど。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（井上嘉徳君）

お答えします。

幾ら以上が修繕料かということでは、財政課として決まった金額を考えているわけではございません。ただ、いろいろな修繕とか工事とか分類ができるかと思いますが、基本的に大きな金額を要する修繕については、場合によっては工事請負費とか、あるいは委託料とか、そういったことで予算措置する場合もあると思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

大島議員。

○7番（大島恒典君）

はい、わかりました。この修繕料というのは、ほとんどの場合、随意契約と思うわけですよ。随意契約じゃないですかね。随意契約だと思えるんですけども、そうした中で、随意契約に関しましては上限が130万円やったですかね、150万円やったですかね、金額として決まっておったと思うわけですけども、これがやはり大分大きな金額になってきますと、今言われたように、委託料とか工事請負、目に見える形でやってもらいたいと思っております。それだけでいいです。

次、163ページ、謝金ですけども、これは心の教室相談員設置事業、これは成果説明を見た場合に、嬉野中学校が時数的に結構突出していたもので、内容をお聞きしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

お答えをいたします。

教育相談にかかわっては、大きく5つの事業を活用して教育相談を行っております。1つは心の教育相談委配置事業、2つ目は教育相談員、3つ目はスクールソーシャルワーカー、4つ目はスクールカウンセラー事業、5つ目は佐賀県が3分の1、嬉野市が3分の2を負担しております佐賀県スクールカウンセラー事業です。

このうち、心の教室相談員配置事業では嬉野中学校が1,276時間の配置をしております。例えば塩田中学校などでは、心の相談員配置事業からは600時間ですけども、教育相談員配置のほうからは352時間、合計の952時間というふうになっております。つまり心の相談員配置事業のみを見ますと、嬉野中学校が突出しているように見えますけれども、教育相談に

かかわる5つの事業全体での時数配分を行っているというところから、そのような見え方をしているというところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

大島議員。

○7番（大島恒典君）

はい、わかりました。この部分だけをとれば、嬉野が突出している見えるということですが、相談員さん3名さんいらっしゃるわけですが、この勤務形態といいますか、どういうふうな状態で、1人が担当を決めて1つの学校をやるのか、そこら辺の内容をお聞きしたいと思いますけど。

○議長（太田重喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

初めに、前年度の不登校の傾向等を踏まえて次年度の配置時数等を決めていきます。その際に、配置計画をつくりましますけれども、単純に固定ということではなくて、今、心の相談員さんは嬉野中学校の1名さんは張りつけ、固定の形になりますけれども、1名さんは時数を分けて動くというふうなケース・バイ・ケースといいますか、学校の状況に応じて、また指導員さんの動きやすい形に応じて配置時数を年度当初に計画をしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

大島議員。

○7番（大島恒典君）

はい、わかりました。

それでは、いろいろ心の教室とかソーシャルワーカーとかいろいろおられるわけですが、そういった方々の横の連携というか、そこら辺は十分にできているのかどうかですね。全部セットで考えないと、なかなかいけないと思いますので、そこら辺、説明をよろしくお願ひします。

○議長（太田重喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

まず、こういう運用計画をするに当たりましては、相談員さん、スクールソーシャルワーカー、まず年度当初、年度末も含めてですが、運用計画にかかわっては集まっていたいて、学校も集まっていたいて、配置の計画等をまず行います。それから、個別の学校ごとの、私どもはケース会議というふうな、あるいは連携会議というふうなことを申します

けれども、その中で、例えば学校にスクールソーシャルワーカーさんとか相談員さん集まっていたら、それぞれ担当していらっしゃる生徒の状況であるとか、あるいは連携のあり方等について協議を行う、そういうふうな場は持っているところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

大島議員。

○7番（大島恒典君）

とにかく連携のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、給食費の督促手数料の問題ですけれども、午前中、神近議員が質問されて中身はわかりました。また、後だって部長、教育長からお話を聞いて、なかなか難しい問題だと理解しました。これはやはり早急にとひうわけにいきませんけれども、慎重に対応していただき、なるだけ減らしてもらひようにお願ひして終わりたいと思ひます。

○議長（太田重喜君）

これで大島恒典議員の質疑を終わります。

次に、12番織田菊男議員の発言を許します。

○12番（織田菊男君）

議案第92号について質問いたします。私も簡単に質問しますので、わかりやすく答弁をお願いいたします。

ページが95ページ、社会福祉総務費、これは民生委員推薦会委員ということで質問いたします。

推薦会委員の選考はどの基準で、誰が行われましたか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

民生委員推薦会委員でございますけれども、民生委員法の規定によりまして、議会の議員、それから民生委員さん、それと社会福祉事業の実施に関係のある者、社会福祉関係団体の代表者、教育に関係のある者、行政機関の職員、学識経験のある者という規定がされております。そういうことで、この方々から選任をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

民生委員は地区別に推薦すると聞いております。この民生委員推薦会委員は何をされたん

ですか。

それから、推薦会委員の結果はどのような形でしょうか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

何をするかということでございますけれども、各地区にお願いをいたしまして、民生委員さんになっていただく方の推薦をお願いするところでございますけれども、それを受けて、正式に国へ推薦書を提出いたすわけですが、その際の推薦書、それに当たります職務を遂行していただくようになります。

結果といたしまして、昨年7月19日に開催をいたしておりますが、その際、推薦委員さんについての審議を慎重に行っていただきまして、推薦決定という審議結果を出していただいております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

次に移ります。

121ページ、公害対策費、騒音・振動測定業務でございます。騒音などは月日別に非常に異なると考えております。これは調査回数はどうに検討されて決定されたか。また、調査依頼先の決定はどのようなことで決定されたか。測定方法は何を基準にされたか、お願いいたします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（横田泰次君）

お答えいたします。

騒音・振動測定業務についてでございますけれども、まず測定場所が市内7カ所ございます。嬉野医療センターの通りですね。それと轟の運動公園付近と第七区画整理地区内と曙の児童公園、あと嬉野湯遊広場、それと国道498号、大字馬場下地区でございます。それと、もう1カ所が嬉野の中学校通りの計7カ所で測定をいたしております。

その委託先でございますけれども、佐賀県環境科学検査協会に委託をしております。

測定の方法でございますが、測定要領に従いまして、毎年1回この発注をいたしております。例年、場所としては同じところで測定をしております。

それで、騒音・振動等、24時間設置をして測定を行っております。それで、測定の回数で

ございますけれども、毎年1回、好天、雨天、積雪等を避けた1日24時間の測定を行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

これは毎年やっていると思いますが、測定結果をどのような形で生かされておりますか。余り生かされておるような感じはしませんけど。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（横田泰次君）

お答えいたします。

測定結果については、この7地点で、その基準値を越すような異常値がまぎれは出ていない現状でございます。それで平常時での基準値として資料として今ストックをしているところでございますけれども、今後また、その利活用方法については検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

次に移ります。

河川などの水質検査業務ということで、これも内容的には騒音・振動測定業務と余り変わりませんが、どのような形で、場所、調査回数、それから依頼先、そして測定方法は何を基準にされているかということが大体この前、9月議会のときにあったようなものだと思いますが、大体今のところ、それが何か所あるか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（横田泰次君）

お答えいたします。

河川等水質検査業務につきましては、まず1点目に市内のため池を調査しております。ため池につきましては、毎年場所を変えて調査をしております。24年度につきましては、森下ため池の1カ所を調査しております。

それと、もう1点、市内の河川の11カ所につきましては、同じく調査をしております。場所につきましては、嬉野地区の温泉三区の塩田川沿いですね。そこで2カ所、あと温泉四区の

その下流になりますけれども、中井手橋の下流付近で2カ所、あと上流に行きまして大野原の葦清橋の下の付近、それとまたずっと下流域に下りまして式浪橋の下、それと宮ノ元畔川内の唐泉橋の下、あと志田原堤の流入口、牛間田新橋の下、それと花園橋の下、計11カ所で河川については——この河川につきましては毎年同じ場所で調査をしております。

それと、委託先でございますけれども、佐賀にあります西部環境調査という専門業者でございます。

それと、まず、ため池につきましては水質調査を12項目行っております。それとともに底質、ため池の底の水質ですね、それにつきまして4項目を調査しております。

あと、河川につきましては6項目の調査をしております。

それと、回数でございますけれども、毎年1回発注をいたしまして、採水及び調査は、ため池が上のほうの水質を2回、底のほうの底質を1回調査をしております。河川については3回行っております。

これにつきましても、現在、基準になります数値よりも異常値等は出ておりませんので、今後も平常時での基準としての資料として今現在活用しているところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

今聞いたところでは、資料として持っているということでございますが、基準を超えたことはないんですか。私たちが見ても、ちょっとここは汚いなというようなところもございまして、それは出ていませんか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（横田泰次君）

お答えいたします。

現在のところ、調査した結果の中には異常値が出た場合はございません。

以上、お答えします。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

次に移ります。

124ページ、労働諸費、緊急雇用創出基金事業の中で、嬉野市外国人観光客受入体制整備事業というのがございます。これに対して、外国人の観光客の受け入れに対しては、受け入れる国によって非常に習慣やら考え方が異なると、そういう点を考えますと、この事業を利

用されて、どのようなところを整備されたかですね。この事業で対象になった外国人は何名ぐらいいたか、ちょっとこれを教えてくださいませんか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

まず、この事業は観光客の受け入れ体制ということで、飲食店等のメニューの中国語、韓国語、英語でメニューを作成しております。それを全体で2万部作成しております。それとあと、外国語の案内強化事業ということで、語学の講習会を嬉野市民対象に講習会を行っております。全体で、韓国語で9回ほど、中国語で9回、英語で9回ほど講習会を行っております。

以上です。

もう1つ、ごめんなさい。何名が対象かということだったんですが、対象者というのは別にあります。これから嬉野市に外国人が観光で来られるときに、そういうパンフレットを利用されたりとか、あと地元の方が語学の勉強をやられていますので、商店等、旅館とか商店街で勉強されていますので、そういうときに役に立ってくるだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

成果ということで聞きたいんですけど、まだ成果は出ていないということですかね。少しずつは出ているということですか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

今のところ、成果としては出ていないですが、もう既に9月になっておりますので、3月いっぱい印刷製本はできておりますので、今来られている外国の方はこれを利用して食事をとったりとかということはあると思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

次に入ります。

嬉野市観光発信事業、この事業は委託と思いますが、どこに委託されて、どのような内容になっておりますか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

この事業は、長崎放送株式会社佐賀放送局と委託契約を行っております。雇用人数が6名でございます、内容としてはラジオを通じて長崎県、福岡県の方々に嬉野の魅力とかイベント等の情報を発信することによって、宿泊客とか日帰り客の一層の増加、誘客の増加を図るという事業でございます。

長崎放送で毎週日曜日に7時半から6時まで放送はあっております。6月から3月までで45回放送がっております。それとRKB毎日で金曜日、10分程度ですが、5時20分から5時29分まで、これも6月から3月までで毎週43回の放送がっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

放送時間がちょっと早いようですから——早いですね。これで効果が上がっていると思いますか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

目に見えて上がっているかどうか、その成果というのが数字であられるかということ、そうではなくて、今、嬉野温泉商店街を歩いていただきますと、結構休みの日とか余計歩いていただいております。こういう事業で効果が出ているのではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

次に移ります。

嬉野市“元気”発信事業は、この事業はどのような事業か、そして具体的な成果が上がったか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

これは佐賀新聞社と委託契約を行いまして、4人の雇用がなされております。2名は御存じのゆっぴー、ちゃっぴーで、観光課のほうに佐賀新聞の出向ということで2人来ていただいて、取材をしていただいております。もう1人がデザインの方で、その人がいろんな新聞に載りますが、そのデザインをつくったりとか、そういうことで1人雇っております。もう1人は、ウェブ発信で、ウェブのデザインのほうをやっておられました。それで4人雇っております。その中で、取材を常時していただいて、祭りとか観光地などを取材していただいて、観光情報とかイベントの情報の発信を佐賀新聞の紙面でしていただいております。それが全体で21回ほど佐賀新聞で情報発信をしていただいております。

それと、あとほかにもウェブ発信ということで、インターネット等でも観光情報発信を行っております。これも嬉野の観光の周知強化に大きくつながったんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

次に移ります。

141ページ、商工振興費、うれしの産品周知強化・販売強化。これは品物の選定やら周知強化の方法は、どこがどんなやり方でしておられますか。されましたか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

うれしの産品周知強化・販売強化、これは事業費が2万6,000円ございまして、内容といたしましては観光PR——観光というか販売ですね。イオン九州での販売強化とか、それとシュガーロードとかの協議会がございしますが、福岡駅前でのお菓子の販売とか、こういうときにお客さんを集めるためにクイズ等をやります。そのときに商品として購入した分の支出でございます。買った内容としては、やっぱりお菓子とか嬉野産品ですので、お茶とか紅茶をクイズの商品として差し上げるということで事業費の執行を行っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

一応行った結果が、どのような結果が出ていると思いますか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

まず、嬉野にはこういう品物があるんだねと認知をしていただいたのは一番大きいものだと思っておりますが、なかなか市街地に来て、お店がちょっと遠かったりすると足が運べないとかということはありませんけれども、こういう販売強化を行いますと、嬉野にもこういうお菓子があつたり、うまいお茶があつたり、うまい紅茶があつたりということで、そういう認知度の分でもすごく貢献しているというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

このようなやり方やって、多分大きい問題があると思います。また小さい問題かわかりませんが、この問題をどのような形でされているか、それからこれをどのような形で今後つなげていくんですかね。していくかということ。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

これはイオン九州で佐賀県が——イオン九州、筑紫野にあるんですが、そこで県の主催で佐賀うまいものフェアというのがあります。その中で出店をしませんかというお声かけがありまして、それを商店街とかそういうところに案内を出します。出して、そこで商品売るんですが、なかなか人が集まってくれないので、先ほど言いましたように、クイズをやったりとかして人を集めて販売強化につながるようにしていく事業でございます。

ですから、今後もこういう形で進めていくと思いますけど、観光PRにしろ、福岡の駅前とか関西とか関東でもこういうPR事業をやりますが、そういうときにもやっぱり同じようなクイズをつくって、その中で人に集まっていただいて、嬉野の観光、また商品の認知度を高めていくというように今後も進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

次に入ります。

149ページ、河川総務費、法定外公共物占用物件調査業務です。これは合併後、調査が始まりましたが、計画どおり調査が進んだかと。また、何年かかったのか、これまでにかかった経費の合計と件数、嬉野と塩田別にわかったらお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

まず、調査の年限でございますが、合併当初から調査が始まりまして、18年度から調査を開始し、昨年度、24年度で完了をいたしております。

種類については、使用料の総件数でございますが、9月13日現在でございますが117件、内訳としまして嬉野地区で568件、それから塩田地区で529件、市外が78件となっております。（発言する者あり）1,175件です。申しわけございません、訂正させていただきます。全体でございます。それで、そのうち水路が1,159件、里道が16件でございます。

以上でございますでしょうか。

○議長（太田重喜君）

いや、3番目の業務の経過年数と経費。

○建設・新幹線課長（中島憲郎君）

経過年数は先ほど申しましたように、18年度から24年度で調査を完了しております。経費につきましては、総額で3,710万5,000円となっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

ちょっと聞き間違えたかもわかりませんが、嬉野と塩田を言われた後に市外と言われたか。（「はい」と呼ぶ者あり）市外ですか。市外というのはどういうところですか。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中島憲郎君）

所有者が市外の方ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

次に移ります。

162ページ、事務局費、報酬ですね。情報教育指導員、これは大体何名の方をどんな基準で選考されましたか。選考に関係された方は誰ですか。

○議長（太田重喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

24年度の情報教育指導員は2名で、全小・中学校を訪問して、教職員へのICT利活用のサポートを行う人材を選考しております。前年度からの継続で更新を行っております。情報機器やパソコンに堪能な人材です。当初、選考をかけたときには公募をいたしまして、教育委員会の事務局のほうで面接をし、採用しているところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

2名を指導員として採用したということですが、採用して、一応勉強を教えてもらったと思いますが、結果はどのように出ましたか。

○議長（太田重喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

もう一度申し上げますが、これは児童・生徒へ指導するというものではございません。先生方へIC機器の利活用のサポートをするというものです。ですから、例えば学校ホームページの管理運用に関するサポートであるとか、電子黒板の活用に向けたデジタル教材の開発のサポートであるとか、そういう先生方へのサポートです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

次に移ります。

いじめ問題等発生防止支援委員会、これはどんな基準で何名選考されたか、選考に関係した人は誰か、どのような指導をされたのか。

○議長（太田重喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

平成24年度いじめ問題等発生防止支援委員会を条例をつくって立ち上げたところですが、その委員は条例により8名、具体的には弁護士、大学教授、臨床心理士、警察官OB、看護学部准教授、PTAOB、民生児童委員代表、社会体育団体の代表、これらできるだけ嬉野市地域のことをよく知っていらっしゃる方、あるいは地元出身者や関係のある方ということで教育委員会のほうで選考をし、委員になっていただいているところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

多分これは結果が出たと思いますが、今後、この結果をどのような形で生かされますか。

○議長（太田重喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

24年度定例のといえますか、支援委員会を2回開きました。具体的には、嬉野市のいじめ問題等の発生状況や、それに関する取り組み状況、また日常の取り組みについての指導と助言といったものをいただいたところです。それを各学校のほうにフィードバックいたしまして、また具体的な施策といえますか、それに生かしているところです。

例えば今年度の施策でいいますと、昨年度のような支援委員会等の助言等を受けて、危機管理研修というふうなのを新たに取り組みを始めたところでございます。そういった企画に反映をしているところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

これに対して教育委員会是对応をされますか。関係されますか。

○議長（太田重喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

いじめ問題等発生防止支援委員会は、教育委員会から開催の依頼をして開くものですので、その内容等についてもこちらのほうからお願いをし、助言等についてもこちらから依頼をしているところでございます。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

次に移ります。

適応指導教室指導員ということで、これはどういう人を選考されたんですか。

○議長（太田重喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

まず、適応指導教室あさがお、ひまわりというのがございますが、不登校児童・生徒が直接学校には行けないけれども、ワンクッション置いて適用指導教室に来ると。つまり学校に登校してくる前段の施設としての役割を果たしております。ですから、指導員には——3名の指導員ですけれども、前年度からの継続で更新を行っております。

採用時の条件として教職員等の免許の条件はつけておりませんが、専門的な知識がある方というふうなことや、特に不登校児童・生徒の声に耳を傾け寄り添う、そういう姿勢、傾聴できる方、そういったことで面接をして選考しているところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

終わり。（「終わりです」と呼ぶ者あり）

これで織田菊男議員の質疑を終わります。

次に、17番山口要議員の発言を許します。

○17番（山口 要君）

与えられた時間が60分ですので、50分程度で終わりたいと思っております。途中少し一般質問のような形になることについては、お許しをいただきたいと思っております。あわせて執行部の皆さん方におかれましては、答弁を長くされますと私の質問が短くなりますので、そこら辺のところは十分勘案された上で、質問させたくなかったら、できるだけ長く答弁されるようにしてください。

まず、行きます。

80ページの企業誘致の分ですけれども、これは平野議員と田中議員のほうからも質問がございました。そのときに、これが46万8,000円の当初予算に関して17万5,640円旅費ということで、不用額が29万2,360円という数字になっております。先ほど課長の答弁では、節約したからこのような結果になったというにしては余りにもお粗末じゃないかなというわけですよ。思いますよ。実は当初予算の37%しか使っていないんですよ。だから、当初予算計上されるときに、ある程度の企業訪問等々される予定、積算のもとにこの予算を立てられたと思うんですよ。結果的にはそれが余りなかったから、このような不用額が出てきたというふうに私は感じるんですけれども、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（田中秀則君）

お答えいたします。

当初、企業誘致は企業誘致訪問、それからふるさと会はふるさと会と、それぞれ旅費を予算計上しておりましたけれども、ふるさと会の際に当然、先ほど申しましたとおり、ふるさと納税、それから企業誘致のお願いもいたすわけでございますので、そしたら、それを一緒にあわせて、その前後を利用して企業訪問をしたらどうかというふうに一応考えまして、そのような形をとらせていただきました。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

その答弁は先ほど聞いて、私も理解しているんですよ。それにしても、余りにもこれが予算計上の額に比較して、ふるさと会に使ったにしてもね、46万8,000円が17万5,640円でしょう。これも先ほど申しましたけど、約37%ですよ。ですから、これについては予算計上するときの積算、その見込みが甘かったのか、それともそれに基づいて、1回目申し上げましたように、これが当初計上したときよりも、ふるさと会は別にしてもね、その回数が少なかったというふうに私は思いますけれどもいかがですかというふうなことを言っているわけなんですけれども、ちゃんとお答えください。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（田中秀則君）

お答えいたします。

当初予算のときはそれぞれ予算を組んでおりましたので、まさにそう言われることであれば、それぞれということであれば、回数的には当初予算の部分より少なかったということになります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

よく意味が理解できませんけれども、答弁に窮しておられるようですので、今後、ほかのことでもそうなんですけれども、やっぱり予算計上するときの積算、そこら辺のところをきっちりしながらしていかなきゃ、不用額が出ることについてはいろいろ言いませんけれども、やっぱり予算と不用額、そこら辺の差額が50%以上出てくると、これはおかしいとしか言いようがないわけなんです。不用額を出すことについては、私は異論を挟むつもりもありません。そこら辺です。そこら辺のところはほかの担当課の方も、今後、来年度予算をつく

る場合についても、そこら辺十分に積算をしながら、考慮をしながら積み上げていただけるようお願いを申し上げておきたいと思います。

次に行きます。

次に、住宅管理費、156ページ、厚生住宅解体であります。これはちょこちょこ立ち話でも申し上げておりましたので、ある程度はお感じになっているかと思えますけれども、実は厚生住宅解体が梶原議員の質問にもありました。1,486万6,000円、解体されて、そしてそのときに、市長の梶原議員の答弁については、これは社会資本整備交付金を使ったから、後の制約が出てくるというふうな答弁をされておりました。とするならば、後の利用のことを考えたときに、これ社会資本整備交付金が1,486万円のうちに317万5,000円ですよ。ある意味では一般会計から持ち出しても十分対応できる額ではなかったのかと。これが社会資本整備交付金を317万5,000円使ったがために、後の利用について非常に制約を受けている。このことについて、最初社会資本整備交付金を使うときに何もお考えにならなかったんですか。どっち、財政ね、建設ね。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後 3 時 31 分 休憩

午後 3 時 31 分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中島憲郎君）

それでは、こちらのほうでお答えいたします。

厚生住宅の解体につきましては、長年の懸案事項でありまして、居住者の理解のもとに、ようやく平成24年度に遂行ができましたということは、もう御理解いただいたということでございます。厚生住宅につきましては、御存じのように、築63年という（「そういうことはわかっていますので、なぜそこに社会資本整備交付金を使わなければならなかったのか」と呼ぶ者あり）事業に当たっては、まず国、県等の財源を確保することということが全体当初の予算を組むときに予定をしておりまして、まずは解体をするということを前提として、あとの利用については、とりあえず危険を伴う建物でありましたので、解体を優先したということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

私が言っているのは、解体等々のことは十分にわかっているわけなんですよ。先ほど来申しますように、1,486万6,000円という解体費用の中で、社会資本整備交付金を317万5,000円使ったがために、後の利用について大幅に制約を受けなきゃならないと。そのことを考えるならば、あえて社会資本整備交付金を使わずとも、これは一般財源で対応すべきではなかったのかなということをお申し上げしているんですよ。そこら辺で担当課と財政との間、財政のほうでもそこら辺のことはわからなかったんですかね。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（井上嘉徳君）

お答えします。

社会資本総合整備交付金の財源を充てているということにつきましては、これは県のほうのぶら下がりの事業ということで考えておりますが、既にそういった計画を出されておったことで、いざ予算化した時点では、その事業をそのまま遂行したというふうに、ちょっとこちらのほうでは考えております。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

もう3回目ですから、あれですけれども、やっぱり今、社会資本整備交付金、これは引っ張ってこられた、そのことに対しては十二分に私も認めております。いい形で町なかよりもこの社会資本整備交付金を引っ張ってこられた。けども、その社会資本整備交付金に全部のせようとするがために、こういうような結果になってくるわけなんです。やっぱりもう少し吟味をしながら、後の利用のこと等々も含めて吟味をしながら、社会資本整備交付金ののせていくということが大事なことじゃないだろうかと思うんですよ。とにかく何もかもそれにのせてしまうと、あとの制約受けて何もできなくなる。

もう1つは、社会資本整備交付金、非常に私は今危惧をしているんですけれども、これ3カ年の中で今後展開されていくわけなんですけれども、そこで事業を——少し道外れますけどお許しいただきたいと思います。裏負担というのが伴ってきている。4から8の間の。それは交付金100%だったら私何にも言いませんけれども、そこでこのようなことも含めて、利用制約含めて、財政的に今後この社会資本整備交付金をどんどんどん使うがために裏負担のところで一般財源の持ち出しということで、今後非常にそこら辺の財政的に危惧する面が出てくるんじゃないだろうかなということだけを申し上げておきたいと思います。

今後、社会資本整備交付金を使うときに、担当課と財政課の話し合いというものは計画に上げておられるから、それをしなきゃならないでしょうけれども、そこら辺のことについてはどうリンク、タイアップしていかれるお考えですか。それだけをお聞きします。

○議長（太田重喜君）

建設部長。

○建設部長（中尾嘉伸君）

お答えします。

当初、この件に関しましては、まず解体を前提というふうなことでございました。その後の利用方法について、いろんな選択肢ございますけれども、例えば、払い下げの問題とか、あるいは別の施設をつくるというふうなことだったんですけれども、例えば、今先ほど出ましたが、払い下げ等々をする場合は、この事業に対しましては制約を受けるというふうな意味でございます。財政課とのリンクというふうなことですけれども、今、先ほど課長が申しましたように、危険住宅ですので、まず壊すのを優先したというふうなことでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（筒井 保君）

お答えいたします。

先ほど申されました社会資本総合整備交付金なんですけれども、これは皆様御存じのとおり、一括交付金でございます。例えば、補助率がありますけれども、予算枠というのがございますので、満額来ていない年度もございます。今後はその補助率、例えば、60%であれば60%に近いような形の事業に持っていきたい。事業を減らすとか、そういう形で裏負担を軽減できるような形で今後、建設・新幹線課と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。（「ぜひそういうふうにしてください」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

次に、60ページ、説明資料の47ページでありますけれども、ふるさと応援寄附金であります。これが今回、ここで今年度179万6,000円集まったわけであります。寄附者が16人で寄附金額が173万5,000円ということで、今年度の寄附金の活用の中で、次世代育成に関する事業が330万5,000円で、観光交流の活性化に関する事業が8万5,000円という金額になっております。これにつきましては、寄附の選択の事業ということで、5項目、その他まで合わせますと6項目なんですけれども、上げてあります。今回、この2事業だけになったのは、これは寄附者からの用途指定というものがあつたからこのような事業だけに終わったのかどうかということが第1点。

そして、次に、やっぱりこの5つ上げてありますけれども、なかなか普通の寄附者の方に

については、この5項目、どんなのがどういうふうに該当するのかというようなことがなかなかわかりにくい部分があるかというふうに大ざっぱにこれまとめてありますからね、非常にそこら辺のところについて、今後もう少し検討をされる余地がないのかということが第2点。

そして、これは一般質問で言い損ねましたので今申し上げますけれども、ふるさと納税について、コンビニを活用するというふうなことが、今年13日に、今までは福岡市が適用していましたが、対応しておりましたけれども、今回、正式に今年13日に総務省は、ふるさと納税の普及促進策ということで、コンビニエンスストアでの決済の導入、あるいは税額控除手続の簡素化、住民へのPRの強化などが必要というふうなことで、各自治体に運用を改善するよう通達が出されているはずなんです。そこら辺のことについて、今後どう対応していかれるのか、その3つ、とりあえずお答えいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（田中秀則君）

お答え申し上げます。

一番最初の質問でございますけれども、6項目それぞれ用途がございます。その中で、小さい金額もありますし、大きな金額もありますので、その大きな金額の中から今回343万5,000円をそれぞれそちらのほうに充てておまして、それぞれの用途の金額がある程度大きくなったところでいろんな事業に充てていきたいというふうに思います。

それから、もらわれた方がなかなか目に見えないというふうなことで、本来なら形に残るものがあるんですけど、こちらもできるだけ寄附者の希望にあわせて事業に充てていきたいと、そういうふうなことを思いまして、今回、その事業に充当をさせていただきました。

それから、3番目のコンビニ納付でございますけれども、コンビニ納付については、先ほど福岡市のほうで8月20日からコンビニ納付がっております。それで、佐賀県自体につきましては、ことしの3月からコンビニ納付を行っております。県内では今のところ、県の財務システムというのが2年前に新しく変わった関係で、すぐに経費をかけることなく、ふるさと納税のコンビニ収納が実施できたということでございますが、このコンビニ納付については、今、税金のほうで杵藤地区で行っております。そういう関係で、杵藤地区の広域圏の電算のほうにシステムの関係で、一応お尋ねしたところ、別途システムという改修が必要になるということで、非常に嬉野市単独では難しいということでお聞きをしておりますので、今の状況では年間約20件ぐらいございますけれども、今のところ、納付方法については、全国津々浦々にある郵便局で払い込みが可能であるということだと思っておりますので、今のところは現状のままでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

質問以外でもお答えいただきまして、ありがとうございました。

もう1つ私が引っかけたのは、6項目、これが寄附者の方がなかなかこのことについてわかりにくい分があるんじゃないかと、指定する場合にね。この6項目だけを見たときに、そのことがもう少しこれを簡素化して、規則かなんかでする必要もないのかなというふうなこともお尋ねしたんですけれども、ということと、そして2つ以外のあとの事業については、今回何にも、とりあえずその中からセレクトされた中で、この2事業にはまったのかということだけ、その2点だけをお答えいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（田中秀則君）

最初の質問ですけれども、これについては、選択事業については、もう少し具体的にわかりやすく用途をするように、ちょっと今後検討してまいりたいというふうに思います。

それから、次の質問でございますけれども、2事業については、先ほど申しましたとおり、今後、寄附者の寄附金の額に応じて、それぞれいろいろ重なる部分もありますので、その辺については、もう少しこちらのほうで検討をさせていただいて、わかりやすい形で、本当は6項目それぞれに活用をしたいんですけれども、まだ金額がそこまで満たないというところもありますので、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

もう次に行きます。

次に、73ページの一般管理費の分で報償費、これが予算が116万4,000円計上された中で、支出済額24万8,530円、不用額が91万5,470円。中を見ますと、市表彰が18万5,530円、職員研修が6万3,000円ということは、これは職員研修の分が減になったということで理解していいんですかね。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えいたします。

この一般管理費の報償費につきましては、弁護士費用を63万円計上いたしております。こ

の分については、支出がなかったために、その分も減額になっているというところです。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長(太田重喜君)

山口要議員。

○17番(山口 要君)

次に、78ページ、企画費の報酬で行財政調査委員会委員の27万4,000円が、これが21万7,000円、これ開催されなかったということでありましてけれども、開催されなかった理由と、その要因をお示しいただきたいと思います。

○議長(太田重喜君)

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長(田中秀則君)

先ほど、行財政調査委員会の部分でございますけれども、今回、第2次行革を策定した委員さんについては、その段階で一応終わったということで、新たに行財政調査委員さんを推薦をお願いしておりました。しかしながら、公募、それから推薦をお願いしている団体について、なかなか出していただけないと、公募してもなかなかなかったもので、延長してまたお願いして、やっと3名に一応たどり着いたんですけれども、そういう関係で、皆さんの行財政調査委員さんがなかなか組織としてちょっとできなかったもので、本来なら2回というふうなことでお願いを予算として考えておりましたけれども、そういう関係で、1回だけの開催となりました。

以上です。

○議長(太田重喜君)

山口要議員。

○17番(山口 要君)

2回が1回だろうというふうに私も思っておりましたけれども、今、課長の答弁によりますと、一つの組織に依頼をしても応募される方なかった、公募もなかったということは、これは魅力がないんですかね。魅力がないといったら、これはおかしいですけれども、私どもとしては、そこら辺どう解釈したらいいんですかね。

○議長(太田重喜君)

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長(田中秀則君)

そこら辺については、非常に難しいところですがけれども、市報、それから回覧という形でお願いしたにもかかわらず、なかなか公募というのもなかったということで、周知する方法がなかなか難しかったのかどうかわかりませんが、非常に地味な仕事でございますので、そういう関係からかというふうに思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

もうあとは、これは次回開催する場合は、また次の年度になるかと思えますけれども、そこら辺でいかにしてそこら辺の委員さんをセレクトするかということについては、その委員会の内容等々をもう少し市民に訴える、PRする努力をされたほうがいいかと思えますし、そしてもう1つは、やっぱりこの行財政調査委員会については、これは言葉としては悪いですが、素人の方というよりか、むしろ専門的にそこら辺をし得る方にダイレクトにこちらのほうから、そういう専門的な知識を持った方に委嘱をされたほうがいいのではないかなど。ある意味では、素人の方がその委員に専任されますと、もうこちらから出されたその資料どおりに進んでいくというふうなことになってくることも危惧されますので、そこら辺については、今後十二分に対応されていかれたいというふうに思いますが、それだけはお答えいただきたいと思えます。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（田中秀則君）

確かに専門的な知識がなかなかないということがあったもので、その点については今後注意していきたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

次に、144ページに上げていますけれども、これ特に一般質問でできなかったのも、無理してここにこじつけてしているんですけども、温泉公園の管理というものは、今どこが管理されておられるんですかね。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（井上嘉徳君）

お答えします。

公園管理という面では、財政課のほうで管理しているというふうに考えております。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

その管理に関する規則というものが、なかなか私、見つけることができなかつたんですけども、そこら辺のそれをお示しいただきたいということと、そしてこれは一般質問で何回も申し上げまよように言えなかつたので、この場をおかりして提案をしたいと思っておりますけれども、今、いろんなふるさとから出ていっていらっしゃる方がいられるわけです。そういう方たちが集い会える場として温泉公園とか、あるいはまた塩田でいえば式部公園とか、そういうふうなところをある面メモリアルパークというふうな形で植樹等々をされながらする広場として検討されてはいかがかというふうに思いますけれども、そこだけお答えをいただきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（井上嘉徳君）

お答えします。

都市公園条例のほうで、第8条のほうに公園施設の設置もしくは管理または占用許可の申請書の記載事項というふうなことで、ここに管理関係のことが書いてあろうかと思っております。（「何ページですか」と呼ぶ者あり）ページでいいますと、5万9,200の9の3となっています。当然ここにつきましては、都市公園法の規定により記載されているものと思っておりますので、都市公園の占用許可等については、当然公園管理者の許可が必要ということでございますので、それに従った申請等、許可等が必要かと思っております。

あと1点、メモリアルパークの件ですかね。メモリアルパークにつきましては、都会に住んでおられる方が嬉野に郷愁を覚えられるといった意味では、自然、嬉野の山々の風景とか、田園風景とか、そういったのを見られて、郷愁を感じられる部分があろうかと思っておりますし、先般の佐賀新聞に、嬉野市吉田出身の井上愛一郎さんやっただですか、そのような意味のことをおっしゃっていたということで記憶しておるところでございます。実際、何か記念植樹等をしたいというふうな申請があったということはお聞きしておりますので、実際うちのほうでそういったことに対する要領、要綱等の定めはございませんので、その辺については、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

次に行きます。

59ページの不動産売払収入で、これが参考資料を見ますと、説明書で見ますと、事業の目的で、市の遊休財産を売り払い、一般財源とすると。効果としては、単独事業の促進に寄与というふうなことでされておりますけれども、今後、この不動産売払収入で、まだまだ売却

可能な物件、あるいはその中で予想できる金額というものは大体どれくらいあるかというふうにお考えですか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（井上嘉徳君）

お答えします。

ただいま御質問の件につきましては、ちょっとまだ検討した経緯がございませんので、申しわけありませんが、今答えることができません。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

これは道路とか等は別にしても、まだまだ売り払える土地等々があるかと思います。第七、第八もそうなんですけれども。そこら辺のところについて、早急に検討され、そして見込み等々をはじき出されたらというふうに思いますので、ぜひ今後の検討課題としていただきたいというふうに思います。

次に行きます。

次に、75ページの文書広報費、報酬5万8,000円、これがゼロになった、不用額として5万8,000円になっている、その理由だけ。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（池田英信君）

お答えします。

文書広報費の報酬につきましては、情報公開審査会の委員会、それから個人情報保護審査会の報酬を見込んでおります。これらの委員会につきましては、御審議をいただく案件がございましたので、不用となったものでございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それじゃ次に、一番冒頭の財政主要指標についてお尋ねをいたします。

この中で、今回、実質公債費比率が11%から9.5%、将来負担比率が39.1%から37.6%というふうなことで低下した。これは県内ではちょうど中位ぐらいのところなんですけれども、ただ、そういう中で、財政力指数が0.386から0.378、特に経常収支比率については、これが86.2%から89%というふうにアップしております。この経常収支比率につきましては、通常よく言われるのが、80%以上で弾力性を失いつつあると。そしてまた、90%になると、まさ

に財政構造というものが硬直化するというふうなことで言われているわけなんですけれども、本市89%というのは、もうほぼ90%。財政構造が完全に硬直化しているというふうな状況が伺えるというふうに思いますけれども、そこら辺のところに対する考え方、そしてこの中で、これが経常収支比率がアップした、その要因をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（井上嘉徳君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、経常収支比率につきましては、市町村で以前は75%を上回らないようなことが望ましいというふうな指導があつておつたと思います。

なぜ伸びたかというふうな御質問でございます。

基本的には経常支出の人件費、扶助費、公債費等の額に占める一般経常財源が少なかったということでは、交付税の伸びがなかった、あるいは地方税の市税の伸びが少なかったとか、そういったことで経常一般財源が伸びていないということが一つの原因だろうと考えております。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

よくわかったようなわからないようなお答えをいただきましたけれども、経常収支比率の中の物件費が9.9%から11.1%、そして繰出金が14%から15.2%というふうにアップを、経常収支比率の中で見たときにそれがアップしておりますよね。ここで一つお尋ねしたいのは、実は経常収支比率の計算の仕方を見ましたときに、経常一般財源プラスの臨財がこの分母に入ってきているんですよ。分母に入ってきて、これが一般財源同様の扱い、経常収支比率の中では扱われている。そして、加えて分子を見たときには、経常経費充当一般財源というふうなことで、その中に今度は人件費、扶助費の中に公債費が含まれている。ここら辺のところ非常に私、経常収支比率のつくり方、そしてまた、国がその臨財をこの分母に入れることが非常におかしいというふうに私は思っているわけなんですけれども、この中に一つの臨財の発行額が分母の中にその要因としても含まれているのかどうかということがまず第1点。

そして、結局、臨財が、これ一般質問で申しましたけれども、26年度からはもうなくなると、はっきり言われていますけれども、その後どうなるかわかりませんが、そこら辺の今後、来年度の予算編成する場合について、私は借りないほうがいいというふうなことを何回も申し上げているわけなんですけれども、26年度についてどう対応をしていかれるお考えなのかということ。その2点をとりあえず2回目の質問といたします。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（井上嘉徳君）

経常収支比率の算出に当たりまして、経常一般財源の中に臨財というのが当然入ってきておりますので、89%の経常収支比率となっていると考えております。当然、この臨財を除きますと、かなり100に近くなるか100を超えるような金額になろうかと考えております。

それから、26年度以降につきましては、一般質問の折に答弁を申し上げましたが、平成26年度の地方財政計画の中には現在盛り込まれておりますので、今後も臨時財政対策債については、引き続き継続されるのではないかと考えているところでございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

私が言いたかったのは、恐らくこの前もそういうふうに申されましたけれども、ただ地財計画ではそういうふうになっておりますけれども、通達としては、一応25年度というふうなことになるわけなんですね。ですから、それで、そういうふうな中で、地財計画に盛り込まれているから、本市としても26年度臨財を当てにしているということで理解していいんですかね。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（井上嘉徳君）

お答えします。

そういったことで、先ほど地財計画の中に今現在盛り込まれると申し上げましたが、確かに決定はされていないと認識しております。ただ、これがなかった場合には、嬉野市のこれからの財政運営については、かなり厳しくなっていくというふうには考えられます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

もう何回も何回も申し上げましたように、当てにされておられるけれども、もう毎回私申し上げているように、嬉野市の起債の中で占める割合というのが、臨財がもう50%近くになってきて、臨財を返済するために臨財を借り入れている、自転車操業をしている。これは今の状況を続けていけば、先にもう大きな負担を残すという結果になるわけなんですね。それはないから使わざるを得ないかもしれないですけども、そこら辺の中では事業を削るとかいうふうなことも考えながらやっつけていかなきゃならないんじゃないですか。市長いかが

ですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

臨時財政対策債の当初の導入の時点でのいろんな懸念があったわけですが、これはやはり国が制度として導入をしたわけですので、私どもとしては、国の制度に従っていろいろ利用をしているということでございますので、先ほど担当課長申し上げましたように、今の私どもが入手しておる状況では継続されるというふうに思っております。そういう点で、臨財のあり方というのは、いろいろ見方があると思っておりますけれども、私どもにとっては、国が認めたいわゆる財源の一つだというふうに考えておるところでございます。もちろん、調整は多分出てくるかとは思いますが、そういう点につきましては、私どもは28年の算定がえ等についても、今、国のほうにも合併市町村として要望を出しておるところでございますので、財政的な課題が生じることがないように努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

次に、78ページに行きます。

積立金として、この24年度減債基金が1億円、そして農集排の減債が4,650万円、公共下水道が231万円上げておられます。財調として2億9,000万円あるわけなんですけれども、まずお尋ねしたいのは、本市の標準財政規模がどれくらいかということをお尋ねしたいと思います。

よく言われるのが、財調の基金積立額として、標準財政規模の約10%程度積み立てることが適正というふうなことでされておられるわけですが、そこらの中で、財政規模によってこれが変動してくると思っておりますけれども、それをお聞かせいただきたいということと、もう時間がないので、次から次に行きますけれども、減債について見ますと、今の借金の状況の中で、やっぱり今後減債というものを積み立てていかないと、非常に先ほどから何回も申しますように、先に負担を残すというふうなことになってくるわけなんです。実はこれが減債基金条例第2条を見ますと、基金として積み立てる額は予算で定める額とすると。ほとんどの市町村の減債基金条例調べてみましたが、こういうふうなことになっております。

ただ、そういう中で、国の場合においては、国債整理基金特別会計法第2条というふうな

その法律の中で、各年度ごとに国債残高の1.6%、これ国債60年払いというふうなことでありますので、100割る60という組み立ての中で、この1.6%という数字が出ているわけなんですけれども、これがきちんと定められております。そのことを考えましたときに、まだほとんどの市町村、自治体というものがこれは実施をしていないんですけれども、本市においても、この国債のことを考えてみましたときに、地方公共団体の償還というものは20年償還だというふうに思っておりますけれども、そうした場合に、その割り算方式でいきますと、やっぱり6%ずつ積み立てていく計算になってくるわけなんです。とした場合に、やっぱりこの減債基金条例というものの中で、将来的にわたって、その第2条に、やっぱりきちんと6%積み立てると、今の計算からいってですね。そこらのところを明示をしながらしていくことによって、かなりきつい金額になるかもしれませんが、その借金の返済というものに充当をしていく。そこら辺の覚悟がなければならないというふうに思いますけれども、その2点だけお答えをいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（井上嘉徳君）

お答えします。

標準財政規模のお尋ねでございます。

平成23年度が77億1,600万円程度でございました。平成24年度につきましては、75億8,000万円、本年度が77億1,300万円ということで、大体75億円から77億円ぐらいかと考えております。

減債基金の考え方につきましては、財調が先ほどおっしゃったとおり、10%から15%ぐらいが適正かとされているかと思っておりますので、うちの規模でいきましたら、10%とすれば7億5,000万円、あるいは15%でも11億円程度が財調の適正な額かと思っております。実際、嬉野市の現在17億8,000万円、これが23.6%ぐらい当たるかと思っておりますけれども、このことを考えますと、減債基金につきましては、現在11億5,000万円ということで、財調には適正規模の考え方がございますので、先ほど言いましたように、いわゆる適正規模はもうクリアしているかと思っておりますので、今後は減債基金、あるいは特定目的基金等への積み立てを検討していかなくちゃならないと考えております。

ただ、先ほどおっしゃられた6%を条例化で決めろという話につきましては、なかなか私個人的には厳しいものがあろうかと思っておりますので、即答はできないところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（筒井 保君）

まず、財政調整基金、あるいは減債基金の積み立てでございます。これは以前にも山口要議員と一般質問で受けました多治見市の健全財政条例の中にも、財政調整基金については災害の留保財源と、あと経常一般財源の何%を積み立てるかという部分でございます。それにつきましては、やはり県内の市町の状況、あるいは類似団体等を参考にしながら、条例では持っていけないんですけれども、ある程度の内的に数値をつくって、今後の財調の積み立てについて方向性を出していきたいなと思っております。

また、減債基金につきましては、先ほど申されましたように、国の国債、超長期国債ですけれども、1.6%になっております。国のほうは全額なんですけれども、うちのほうは、例えば、合併特例債については70%なんですけれども、基準財政需要額の中には100%カウントされるんですけれども、実際に入ってくるのは、そんなに入ってきてませんので、その分例えば50%入ってくれば、その分の借入額のその分で20年で割り返した約6%、3%ぐらいになるかと思っておりますけれども、そこら辺についても、やはりうちのほうである程度の数値を決めながら、財政を健全化に持っていくような形に持っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

条例的には非常に難しい部分があるかと思っておりますので、ある程度の数値、めどだけはきちりはじき出して今後していかれたらいいかというふうに思っています。

実は町議会時代のときには、私はもう減債ではなくして、減債、一時期多く積み立てられた経緯があったわけなんですけれども、そのときには減債じゃなくして、私はもう財調に積み立てなさいというふうなことを申し上げたんですけれども、今の嬉野市の財政状況を見たときには、むしろ財調というよりか減債に力を入れていかなければならないと、そういうふうな状況にもう追い込まれているような気がするわけです。そういうことも含めおいて、今後、財政の慎重なる対応を申し上げて、私の一般質問プラス決算質疑を終わります。

○議長（太田重喜君）

これで山口要議員の質疑を終わります。

ここで、先ほど中断しておりました平野議員の質問に戻りたいと思います。平野議員。

○16番（平野昭義君）

先ほどまでいろいろ財政問題で非常に厳しい話でしたけど、私は国保でしたから、たまたま飛んでおりましたから、今からしばらくいたします。

まず、担当課にお尋ねですけど、調定額に対して28%の収入未済額となっていることについて、まずどういうふうに今現在お考えなのか、いいと思われるのか、危ないと思われるのか、いろいろありますけれども、その所感をお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（堤 一男君）

お答えいたします。

収納の立場で申しますと、平野議員御質問は国民健康保険税全体の10億4,400万円に対して28%の収入未済を質問されているかと考えますけれども、この収入未済は確かに大きな金額となっておりますけれども、私ども国民健康保険税は住民税、固定資産税と合わせて集合徴収という形で納付をお願いしております。結果としてですけれども、23年度よりは24年度というふうに未収額は約3,000万円弱ではございますけれども、少なくなっているのが現状ですけれども、これにつきましても、納税のお願いをしながら、財産等が発見された場合は差し押さえ、それから換価という形で今からも縮減に努めていくということで考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

成果説明書の中で、収納率が現年度分で0.22%、過年度分で3.34%上昇したと。確かにいいことですが、こういうふうな数字に甘んじておられるのかなと、そういうふうに感じることもあるわけですよ。ということは、国保が、これは確かな数字だと思いますけど、赤字が5,000万円と聞いております。それに対して、いわゆる当然取るべき収入が取れないと。ここにも説明書がありますように、国保の被保険者に属する世帯主に対して、所得割、均等割、平等割、いわゆる3方式で徴収がなされていると思います。にもかかわらず、午前中じゃなくして一番口に申しあげましたように、県下で一般的な税金が最下位というふうな汚名がありますから、ここをもう少し慎重に真剣に考えていかないと、私が一般質問でも申しあげましたけど、余りにも4月、7月の人事異動が激しくないかと。もう少し自分の仕事に信念を持って、私がやるぞという気持ちがこういうふうな徴収率にも変わっていくと思うわけですよ。ですから、そういう意味では、担当課がやっぱり余りにも早く異動すれば、仕事に落ちつかないというか、責任感がないというかね、そういう点も大きくなると思います。

市長として、人事権を持っておられますから市長にお伺いしますが、市長の退職した後の異動、これはもちろんですけど、人事異動について、よそがよそでもよかけんね、嬉野が最下位ならば、何とかしてでもそれに据える気持ちで、少し人事異動を見直すということはありませんか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

固定資産税等を中心として滞納が多いということは十分御承知いただいていると思いますので、収納課をつくりました理由につきましてはそういうことでございます、議員御発言のとおりでございます、とにかくやる気のあるしっかり頑張る職員を今収納課に集めておるつもりでございますので、とにかく成果としても徐々に上がりつつありますので、しっかりやってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

いよいよ最後ですけど、この中で不納欠損というのが、これは一般の方がなじめない言葉ですけど、たまたま地方税法によれば、ある一定期間を過ぎれば、いわゆる水に流すということね。結局、不納欠損という形で流れておりますけど、この決算書から見ましても3,000万円不納欠損があります。私は、こういうふうなことが1割でも2割でも減って行って、そして先ほど山口議員のほうからありましたように、健全財政に持っていくためには、みんなが一丸となってこういうとに組みまんと、担当課だけ頑張ってもだめじゃないかということもあります。先ほど市長が申されたことについて、私も感激しております。今後、国民健康保険税も高齢者が多くなって、後期高齢もありますけど、いずれにしても大変でございますので、皆さんの一生懸命の市に対する行政に懸命に頑張ってくださいをお願いいたしまして、私の質疑を終わります。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（堤 一男君）

ひとつ今議員の質問の中にありましたけれども、国民健康保険税に対しては、大きな額にはなっておりますけれども、嬉野市は最低ではございません。それはつけ加えさせていただきます。それは私たちの収納に対する意欲ということも御理解ください。

そして不納欠損に至りましては、これは地方税法、国税徴収法で認めておられる制度ですから、時効につきましては、当然5年、それから滞納処分の停止を行いましたものについては3年というのは、これは法的に決められておりますもので、それがないように私どもも納付誓約、証人、それから差し押さえを行っているのが現状です。

以上です。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

これで平野昭義議員の質問を終わります。

以上で通告のあった質疑については全部終了いたしました。

日程第2. 決算特別委員会の設置及び委員の選任並びに付託についてを議題といたします。

議案第92号 平成24年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第100号 平成24年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでの9件については、嬉野市議会委員会条例第6条の規定により、平成24年度決算特別委員会を設置したいと思います。委員会の定数は議長及び議員選出監査委員を除く16名とし、これに付託して審査することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第100号の9件については、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、嬉野市議会委員会条例第8条第1項の規定により、1番辻浩一議員、2番山口忠孝議員、3番田中平一郎議員、4番山下芳郎議員、5番山口政人議員、6番小田寛之議員、7番大島恒典議員、8番梶原睦也議員、9番園田浩之議員、11番田中政司議員、12番織田菊男議員、13番神近勝彦議員、14番山口好秋議員、15番西村信夫議員、16番平野昭義議員、17番山口要議員、以上16名を指名いたします。

ここで休憩いたしたいと思いますが、休憩中に決算特別委員会を開催していただきまして、正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後4時22分 休憩

午後4時26分 再開

○議長（太田重喜君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各特別委員会の正副委員長を決定しましたので、御報告いたします。

決算特別委員会委員長に神近勝彦議員、副委員長に山下芳郎議員が決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では、9月19日も議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了しましたので、9月19日は休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、9月19日は休会とすることに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時27分 散会